

第 6 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和7年3月21日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (資料1)
- (2) 議案第15号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則 (資料2)
- (3) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料3)
- (4) 議案第17号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料4)
- (5) 議案第18号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (資料5)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告

- ① 練馬区教育振興基本計画 中間見直し(素案)に寄せられた意見と
区の考え方について (3/13配布済:資料4)
- ② 練馬区教育振興基本計画 中間見直し(案)について (3/13配布済:資料5-1、5-2)
- ③ 特別支援教育実施方針(素案)に寄せられた意見と区の考え方について (3/13配布済:資料6)
- ④ 特別支援教育実施方針(案)について (3/13配布済:資料7-1、7-2)
- ⑤ 大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針(案)
について (3/13配布済:資料8-1~8-3)
- ⑥ 練馬区子ども読書活動推進計画(第五次)(素案)に寄せられた意見と
区の考え方について (3/13配布済:資料9)
- ⑦ 練馬区子ども読書活動推進計画(第五次)(案)について (3/13配布済:資料10-1、10-2)
- ⑧ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画(素案)に寄せられた意見と
区の考え方について (3/13配布済:資料11)
- ⑨ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画(案)について (3/13配布済:資料12-1、12-2)
- ⑩ 令和7年第一回練馬区議会定例会提出議案について (資料6)
- ⑪ 令和7年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料7)
- ⑫ 令和7年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料8)
- ⑬ 令和9年度以降の学校改築・長寿命化について (資料9)

- | | |
|------------------------------|--------|
| ⑭ 人権を基盤とした教育・研修等プログラムの実施について | (資料10) |
| ⑮ 早宮小学校学童クラブ棟の整備について | (資料11) |
| ⑯ こども・若者自立支援事業の実施・充実について | (資料12) |
| ⑰ 子育て支援サービスの充実について | (資料13) |
| ⑱ その他 | |

議案第 1 4 号

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

練馬区教育委員会事務局組織規則（平成４年３月練馬区教育委員会規則第１号）の一部をつぎのように改正する。

第２条の表教育振興部の部学務課の款中「就学相談係」を「就学相談係
特別支援教育係」
に改め、同表こども家庭部の部保育課の款中「管理係」を「管理係
保育DX係」に改め
る。

第３条第３項の表学務課の部を削り、同表子育て支援課の部中「子育て支援企
画担当係長」を「特別支援担当係長」に改め、同表保育課の部中「調整担当係長
計画担当係長」
を「調整担当係長」に改める。

第14条の表教育振興部の部学務課の款管理係の項第７号中「および担当係
長」を削り、同款就学相談係の項中第３号および第４号を削り、同項第５号中「
特別支援教育」を「就学相談」に改め、「（課内他の担当係長に属するものを除
く。）」を削り、同号を同項第３号とし、同款特別支援教育計画担当係長の項を
つぎのように改める。

特別支援教育係

- (1) 特別支援教育実施方針に係る事業の調整および進行管理に関する
こと。
- (2) 特別支援学級運営費の経理に関すること。
- (3) 特別支援学級の宿泊学習に関すること。
- (4) その他特別支援学級に関すること（課内他の係に属するものを除
く。）。

第14条の表こども家庭部の部子育て支援課の款子育て支援企画担当係長の項
を削り、同款児童館係の項のつぎにつぎのように加える。

特別支援担当係長

- (1) 区立学童クラブの障害児保育に関すること。

- (2) 練馬区立貫井地区区民館学童クラブに関すること。

第14条の表こども家庭部の部子育て支援課の款放課後対策第二係の項第2号中「指定管理者または」および「（児童館内学童クラブを除く。）」を削り、同部保育課の款保育企画担当係長の項のつぎにつぎのように加える。

保育DX係

- (1) デジタルを活用した保育施策の調整および推進に関すること。
- (2) 保育システムの管理運営に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援システムに関すること。

第14条の表こども家庭部の部保育課の款保育支援係の項第1号中「1年保育」を「障害児保育」に改め、同項第2号中「障害児保育」を「年末保育および一時保育の利用および保育料」に改め、同項第3号中「年末保育および一時保育の利用および保育料」を「1年保育」に改め、同項第4号中「施設等利用費の支給」を「特定子ども・子育て支援施設等の確認」に改め、同款計画担当係長の項を削り、同款整備計画担当係長の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号としてつぎの1号を加える。

- (1) 区立保育所の運營業務委託等の計画に関すること。

第14条の表こども家庭部の部青少年課の款青少年係の項中第10号および第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同款育成支援係の項中第3号を第5号とし、第2号のつぎにつぎの2号を加える。

- (3) 民間および公有地等一時開放の遊び場に関すること。
- (4) 児童遊園運営委員会に関すること。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日
教育委員会事務局

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

教育委員会事務局組織について、新たな行政課題に対応するとともに、より効率的で効果的な事務の執行体制を整備するため所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 教育振興部学務課ならびにこども家庭部子育て支援課、保育課（保育計画調整課）を以下のとおり改組し、その分掌事務を整理する。

ア 教育振興部学務課の改組

「特別支援教育計画担当係長」を廃止し、「特別支援教育係」を新設する。

イ こども家庭部子育て支援課の改組

「子育て支援企画担当係長」を廃止し、「特別支援担当係長」を新設する。

ウ こども家庭部保育課の改組

「計画担当係長」を廃止し、「保育DX係」を新設する。

(2) その他改正内容

ア 教育振興部学務課の分掌事務を整理する。

イ こども家庭部子育て支援課の分掌事務を整理する。

ウ こども家庭部保育課の分掌事務を整理する。

エ こども家庭部青少年課の分掌事務を整理する。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改正案
(事務局の組織)	(事務局の組織)
第2条 事務局につきの部、課および係を置く。	第2条 事務局につきの部、課および係を置く。
教育振興部	教育振興部
〔略〕	〔略〕
学務課	学務課
〔略〕	〔略〕
就学相談係	就学相談係
〔新設〕	<u>特別支援教育係</u>
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
こども家庭部	こども家庭部
〔略〕	〔略〕
保育課	保育課
管理係	管理係
〔新設〕	<u>保育D X 係</u>
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
(部、課および係の長等ならびに担当課長)	(部、課および係の長等ならびに担当課長)
第3条 〔略〕	第3条 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
3 事務局につきの担当係長を置く。	3 事務局につきの担当係長を置く。
教育総務課	教育総務課
〔略〕	〔略〕
教育施策担当係長	教育施策担当係長
<u>学務課</u>	〔削る〕
<u>特別支援教育計画担当係長</u>	〔略〕
〔略〕	〔略〕
子育て支援課	子育て支援課
<u>子育て支援企画担当係長</u>	<u>特別支援担当係長</u>
〔略〕	〔略〕
保育課	保育課

[略] 調整担当係長 計画担当係長 [略] (分掌事務) 第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。 教育振興部 (1)～(4) [略] [略] 学務課 管理係 (1)～(6) [略] (7) <u>課内他の係および担当係長に属しないこと。</u> [略] 就学相談係 (1)・(2) [略] (3) <u>特別支援学級運営費の経理に関すること。</u> (4) <u>特別支援学級の宿泊学習に関すること。</u> (5) <u>その他特別支援教育に関すること（課内他の担当係長に属するものを除く。）。</u> 特別支援教育計画担当係長 (1) <u>特別支援教育に係る方針に関すること。</u> [新設] [新設] [新設]	[略] 調整担当係長 [削る] [略] (分掌事務) 第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。 教育振興部 (1)～(4) [略] [略] 学務課 管理係 (1)～(6) [略] (7) <u>課内他の係に属しないこと。</u> [略] 就学相談係 (1)・(2) [略] [削る] [削る] (3) <u>その他就学相談に関すること。</u> 特別支援教育係 (1) <u>特別支援教育実施方針に係る事業の調整および進行管理に関すること。</u> (2) <u>特別支援学級運営費の経理に関すること。</u> (3) <u>特別支援学級の宿泊学習に関すること。</u> (4) <u>その他特別支援学級に関すること（課内他の係に属するもの</u>
--	--

[略] こども家庭部 (1)・(2) [略] 子育て支援課 [略] <u>子育て支援企画担当係長</u> (1) <u>子育て支援制度の企画および調整に関すること。</u> (2) <u>子育て支援に関する調査および研究に関すること。</u> [略] 児童館係 (1)～(4) [略] [新設] [略] 放課後対策第二係 (1) [略] (2) <u>指定管理者または業務委託により運営する学童クラブの運営に関すること（児童館内学童クラブを除く。）。</u> (3) [略] [略] 保育課 [略] 保育企画担当係長 (1)・(2) [略] [新設]	<u>を除く。）。</u> [略] こども家庭部 (1)・(2) [略] 子育て支援課 [略] [削る] [略] 児童館係 (1)～(4) [略] <u>特別支援担当係長</u> (1) <u>区立学童クラブの障害児保育に関すること。</u> (2) <u>練馬区立貫井地区区民館学童クラブに関すること。</u> [略] 放課後対策第二係 (1) [略] (2) <u>業務委託により運営する学童クラブの運営に関すること。</u> (3) [略] [略] 保育課 [略] 保育企画担当係長 (1)・(2) [略] <u>保育DX係</u> (1) <u>デジタルを活用した保育施策の調整および推進に関するこ</u>
---	---

[略] 保育支援係 (1) <u>1年保育</u>に関する<u>こと</u>。 (2) <u>障害児保育</u>に関する<u>こと</u>。 (3) <u>年末保育および一時保育の利用および保育料</u>に関する<u>こと</u>。 (4) <u>子ども・子育て支援法に基づく施設等利用費の支給</u>に関する<u>こと</u>（事務局内他の部、部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。 (5) [略] [略] 計画担当係長 (1) <u>区立保育所の運營業務委託等の計画</u>に関する<u>こと</u>。 整備計画担当係長 [新設] (1)～(4) [略] [略] 青少年課 青少年係 (1)～(9) [略] (10) <u>民間および公有地一時開放の遊び場</u>に関する<u>こと</u>。 (11) <u>児童遊園運営委員会</u>に関する<u>こと</u>。 (12)・(13) [略]	<u>と</u>。 (2) <u>保育システムの管理運営</u>に関する<u>こと</u>。 (3) <u>子ども・子育て支援システム</u>に関する<u>こと</u>。 [略] 保育支援係 (1) <u>障害児保育</u>に関する<u>こと</u>。 (2) <u>年末保育および一時保育の利用および保育料</u>に関する<u>こと</u>。 (3) <u>1年保育</u>に関する<u>こと</u>。 (4) <u>子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認</u>に関する<u>こと</u>（事務局内他の部、部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。 (5) [略] [略] [削る] 整備計画担当係長 (1) <u>区立保育所の運營業務委託等の計画</u>に関する<u>こと</u>。 (2)～(5) [略] [略] 青少年課 青少年係 (1)～(9) [略] [削る] [削る] (10)・(11) [略]
--	--

育成支援係 (1)・(2) 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 <u>(3)</u> 〔略〕 付 則 〔略〕	育成支援係 (1)・(2) 〔略〕 <u>(3) 民間および公有地等一時開放の遊び場に関すること。</u> <u>(4) 児童遊園運営委員会に関すること。</u> <u>(5)</u> 〔略〕 付 則 〔略〕 付 則 <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>
--	---

練馬区教育委員会事務局組織 一覧

現 行

教育振興部

教育総務課
 教育施策課
 学務課
 管理係
 学事係
 就学相談係
 特別支援教育計画担当係
 幼稚園係
 学校施設課
 保健給食課
 教育指導課
 副参事
 学校教育支援センター
 光が丘図書館

改 正 案

教育振興部

教育総務課
 教育施策課
 学務課
 管理係
 学事係
 就学相談係
 特別支援教育係
 幼稚園係
 学校施設課
 保健給食課
 教育指導課
 副参事
 学校教育支援センター
 光が丘図書館

※学校教育支援センター・図書館の事項は、規則ではなく処務規程により定めている。

現 行

こども家庭部

子育て支援課

庶務係

子育て支援企画担当係

児童館係

放課後対策第一係

放課後対策第二係

放課後対策調整係

学校応援団・開放係

児童施設係

こども施策企画課

保育課

管理係

保育企画担当係

公立保育所係

保育人材育成係

巡回支援係

巡回支援担当係

保育所給食係

保育所保健係

保育支援係

私立保育所係

地域型保育事業係

保育サービス推進係

入園相談係

保育認定係

保育計画調整課

調整担当係

計画担当係

改 正 案

こども家庭部

子育て支援課

庶務係

児童館係

特別支援担当係【新設】

放課後対策第一係

放課後対策第二係

放課後対策調整係

学校応援団・開放係

児童施設係

こども施策企画課

保育課

管理係

保育DX係【新設】

保育企画担当係

公立保育所係

保育人材育成係

巡回支援係

巡回支援担当係

保育所給食係

保育所保健係

保育支援係

私立保育所係

地域型保育事業係

保育サービス推進係

入園相談係

保育認定係

保育計画調整課

調整担当係

整備計画担当係
運営支援担当係
青少年課
子ども家庭支援センター
管理係
地域連携係
児童相談練馬係
児童相談光が丘係
児童相談石神井係
児童相談大泉係
児童相談調査係
児童相談連携係
母子保健相談担当係
児童相談調整担当係

在宅育児支援担当課
育児支援係
子育て事業係
事業推進担当係

副参事(児童相談担当)

整備計画担当係
運営支援担当係
青少年課
子ども家庭支援センター
管理係
地域連携係
児童相談練馬係
児童相談光が丘係
児童相談石神井係
児童相談大泉係
児童相談調査係
児童相談連携係
母子保健相談担当係
児童相談調整担当係
若者支援係【新設】

在宅育児支援担当課
育児支援係
子育て事業係
事業推進係
こども通園事業係【新設】

副参事(児童相談担当)

※子ども家庭支援センター・在宅育児支援担当課の事項は、組織規則ではなく処務規程により定めている。

議案第15号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月21日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 21 日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

1 改正の理由および内容

- (1) 小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進することを目的として子育て部分休暇制度を新設するため、条例を一部改正した。これに伴い、規則で定める子の範囲、承認単位、他の休暇等との調整、申請方法、失効および取消し等を定めるため、所要の改正を行う。
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により、懲役および禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、リフレッシュ休暇の承認に関する規定のうち「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- (3) 育児・介護と仕事の両立を支援するため、人事院規則が一部改正されたことを踏まえ、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。）を一部改正することになった。これに伴い、育児を行う職員の超過勤務の制限、子の看護のための休暇の対象の子の範囲および取得事由ならびに配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等および勤務環境の整備に関する措置について、所要の改正を行う。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
(育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 [略] 2～6 [略] 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、つぎの各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) [略] (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第11条の2第1項の規定による請求にあっては3歳に、条例第11条の3第1項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合</u> 8～10 [略] (リフレッシュ休暇) 第29条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、<u>づぎ</u>の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。 (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者もしくは検察官に送致された者または被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日または無罪判決が確定した日もしくは有罪判決 (<u>禁錮</u>以上の刑の場合を	(育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 [略] 2～6 [略] 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、つぎの各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) [略] (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 8～10 [略] (リフレッシュ休暇) 第29条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、<u>つぎ</u>の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。 (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者もしくは検察官に送致された者または被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日または無罪判決が確定した日もしくは有罪判決 (<u>拘禁刑</u>以上の刑の場合を

除く。)が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度または翌々年度

(2)・(3) [略]

(子の看護のための休暇)

第29条の2 子の看護のための休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、当該子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、もしくは疾病にかかった当該子の世話または疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

を除く。)が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度または翌々年度

(2)・(3) [略]

(子の看護等のための休暇)

第29条の2 子の看護等のための休暇は、12歳(つぎの各号のいずれかに該当する者である場合は18歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、当該子(次項において「養育する子」という。)の看護等(負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話もしくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うことまたはその子の教育もしくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第4項において同じ。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5条に規定する愛の手帳の交付を受けている者

(3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第

- 2 子の看護のための休暇は、1会計年度において、日または時間を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。
- 3 子の看護のための休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 委員会は、子の看護のための休暇を承認するときは、看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

（介護時間）

第30条の2 [略]

- 2 [略]
- 3 練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月練馬区条例第23号）第14条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病を有する者

(6) 前各号に掲げる者に準ずる者として、委員会が別に定める者

- 2 子の看護等のための休暇は、1会計年度において、日または時間を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。
- 3 子の看護等のための休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 委員会は、子の看護等のための休暇を承認するときは、看護等を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

（介護時間）

第30条の2 [略]

- 2 [略]
- 3 練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月練馬区条例第23号。以下「育児休業条例」という。）第14条第1項の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間、条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇または練馬区職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年6月練馬区条例第22号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間、当該子育て部分休暇または当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 練馬区職員の高齢者部分休業に関する
条例（令和5年6月練馬区条例第22号）
第2条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5～8 [略]

[新設]

[削る]

4～7 [略]

（子育て部分休暇）

第30条の3 条例第18条の3第1項に規定する規則で定める当該職員の子は、満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子で、第29条の2第1項各号のいずれかに該当するものとする。

2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始めまたは終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 育児休業条例第14条第1項の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間、条例第18条の2第1項の規定による介護時間または高齢者部分休業条例第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間、当該介護時間または当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 委員会は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までにシステムに必要な事

項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、子育て部分休暇承認申請書（様式第12号）により行うことができる。

6 委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日または時間については、この限りでない。

7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、もしくは出産した場合、当該職員が休職もしくは停職の処分を受けた場合または当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、もしくは当該職員の子でなくなり、もしくは第1項の規定に該当しなくなった場合には、その効力を失う。

8 子育て部分休暇の承認取消しの申請は、システムに必要な事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、子育て部分休暇承認取消申請書（様式第13号）により行うことができる。

9 委員会は、つぎに掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

(1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

(3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

[新設]

10 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、システムに必要な事項を入力することにより任命権者に届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、養育状況変更届（様式第14号）により行うことができる。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第30条の4 条例第18条の4第1項の規則で定める制度または措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、つぎに掲げる制度または措置とする。

- (1) 条例第18条第1項に規定する介護休暇
- (2) 条例第18条の2第1項に規定する介護時間
- (3) 条例第11条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第11条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第11条の3第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第17条第1項に規定する短期の介護休暇
- (7) 第5条の2第2項第3号に掲げる場合の条例第7条第2項の規定による休憩時間の短縮

[新設]

第30条の5 条例第18条の4第1項の規則で定める事項は、つぎに掲げる事項とする。

- (1) 介護両立支援制度等
- (2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先または申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年

[新設]

[新設]

法律第152号) 第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第18条の4第1項または第2項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、つぎの各号に掲げるいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の6 条例第18条の4第1項の規則で定める措置（第3号に掲げる措置にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）は、つぎに掲げる措置とする。

(1) 面談

(2) 書面の交付

(3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第30条の7 条例第18条の5第1項第3号の規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、つぎに掲げる措置とする。

(1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集および職員に対する当該事例の提供

(期間計算) 第31条 第16条、第18条、第19条、第24条から第26条までおよび前2条の規定による休暇の期間には、週休日ならびに超勤代休時間が指定された勤務日等（日を単位とする場合に限る。）、休日および代休日を含むものとする。 付 則 [略] [新設] [新設] [新設]	<u>(2) 職員に対する介護両立支援制度等および介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知</u> (期間計算) 第31条 第16条、第18条、第19条、第24条から第26条まで、<u>第30条および第30条の2</u>の規定による休暇の期間には、週休日ならびに超勤代休時間が指定された勤務日等（日を単位とする場合に限る。）、休日および代休日を含むものとする。 付 則 [略] 付 則 <u>1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第29条第3項第1号の改正規定は令和7年6月1日から施行する。</u> <u>2 この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第30条の3の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。</u> <u>様式第12号 別紙のとおり</u> <u>様式第13号 別紙のとおり</u> <u>様式第14号 別紙のとおり</u>
--	---

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日

（任命権者）

殿

（申請者）
所 属
氏 名

つぎのとおり子育て部分休暇の承認を申請します。

1 申請に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日		年 月 日		
2 申請期間 および時間	期 間		時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 午後	時時時 時時時	分から 分まで 分から 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 午後	時時時 時時時	分から 分まで 分から 分まで
3 備 考					

子育て部分休暇承認取消申請書

年 月 日

（任命権者）

殿

（申 請 者）
所 属
氏 名

つぎのとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。

日付	休暇の取消し時間				時間数	申請者印	承認権者印	担当者印	備考
	午	前	午	後					
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
月 間 計					時間				
					分				

養育状況変更届

(任命権者)

年 月 日

殿

(申請者)

所 属

氏 名

つぎのとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。
- ☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ その他（ ）
- ☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子が練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第30条の3第1項の規定に該当しなくなった。
- ☐ その他（ ）

2 届出事由が発生した日

年 月 日

3 子育て部分休暇の期間

〔当初の承認期間〕 年 月 日から 年 月 日まで（ か月 日）

〔変更後の期間〕 年 月 日から 年 月 日まで (か月 日)

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

議案第16号

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月21日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 21 日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由および内容

小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進することを目的として子育て部分休暇制度を新設するため、条例を一部改正した。これに伴い、欠勤等日数の規程に子育て部分休暇制度に関する項目を追加する等所要の改正を行う。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中のつぎに掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第5条および第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(9) [略] (10) 法第26条の2第1項の規定により<u>修学部分休業</u>をしている職員として在職した期間 (11) 法第26条の3第1項の規定により<u>高齢者部分休業</u>をしている職員として在職した期間	(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中のつぎに掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第5条および第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(9) [略] (10) 法第26条の2第1項に規定する<u>修学部分休業</u>（以下「<u>修学部分休業</u>」という。）をしている職員として在職した期間 (11) 法第26条の3第1項に規定する<u>高齢者部分休業</u>（以下「<u>高齢者部分休業</u>」という。）をしている職員として在職し

(12)・(13) [略] 2～4 [略] 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間または育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間</u>（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算する。 付 則 [略]	た期間 (12)・(13) [略] 2～4 [略] 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間または勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間</u>（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算する。 付 則 [略] <u>付 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>
---	---

議案第 17 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 21 日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由および内容

- (1) 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第 4 条に規定する勤勉手当の支給月数について、所要の改正を行う。
- (2) 小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進することを目的として子育て部分休暇制度を新設するため、条例を一部改正した。これに伴い、欠勤等日数の規程に子育て部分休暇制度に関する項目を追加する等所要の改正を行う。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
(支給割合) 第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の122.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の140</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の68.75</u>） 2・3 [略] (欠勤等日数) 第5条 前条第1項および第3項の欠勤等日数は、勤務期間中のつぎに掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の2日）未満の端数の時間があると	(支給割合) 第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の135</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の66.25</u>） 2・3 [略] (欠勤等日数) 第5条 前条第1項および第3項の欠勤等日数は、勤務期間中のつぎに掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の2日）未満の端数の時間があると

きはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)～(9) [略]

(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。)をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。)をしている職員として在職した期間

(12)～(18) [略]

2～4 [略]

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間または講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇もしくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間または育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。))により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。))があるときは、委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算する。

きはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)～(9) [略]

(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「修学部分休業」という。))をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「高齢者部分休業」という。))をしている職員として在職した期間

(12)～(18) [略]

2～4 [略]

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間または講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))もしくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。))により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間または育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。))により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。))があるときは、委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算す

6 [略]

7 第5項の規定は、介護時間または部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間または部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とする。）を合計した日および時間が30日を超えない場合は、適用しない。

付 則 [略]

る。

6 [略]

7 第5項の規定は、介護時間、子育て部分休暇または部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇または部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とする。）を合計した日および時間が30日を超えない場合は、適用しない。

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月21日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 21 日
教育振興部教育指導課

練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由および内容

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により、懲役および禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、欠格条項に関する規定のうち「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

2 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
(欠格条項) 第4条 委員会は、つぎの各号のいずれかに該当する者を職員として任用することができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) [略] 付 則 [略]	(欠格条項) 第4条 委員会は、つぎの各号のいずれかに該当する者を職員として任用することができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) [略] 付 則 [略] <u>付 則</u> <u>この規則は、令和7年6月1日から施行する。</u>

令和 7 年 3 月 21 日
教育委員会事務局

令和 7 年第一回練馬区議会定例会提出議案について

令和 7 年 2 月 21 日第 4 回教育委員会定例会で議決した令和 7 年第一回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙 1 のとおり	令和 7 年 4 月 1 日 一部公布の日
2	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例 (内容) 別紙 2 のとおり	令和 7 年 4 月 1 日 一部令和 7 年 6 月 1 日
3	保育課	練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙 3 のとおり	令和 7 年 4 月 1 日
4	保育課	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型 保育事業の運営の基準に関する条例 (内容) 別紙 4 のとおり	令和 7 年 4 月 1 日 一部公布の日



議案第42号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月4日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号）の一部をつぎのように改正する。

第11条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第11条の3の見出しを削る。

第17条第1項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第18条第1項中「定める者」のつぎに「（第18条の4第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の3のつぎにつきの2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」と

いう。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の5 委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、つぎに掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 7 年 3 月 4 日
人事戦略担当部職員課
教育振興部教育指導課

議案第 39 号 練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 42 号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

1 改正の理由

育児・介護と仕事の両立を支援するため、人事院規則が一部改正されたことを踏まえ、
所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。
- (2) 超過勤務の制限の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の
始期に達するまでの子」に拡大する。
- (3) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する介護両立支援制度等の利
用に係る意向確認等および勤務環境の整備に関する措置に係る規定を整備する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。ただし、付則第 2 項については、公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<u>(3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u> 第9条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 <u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u> 第9条の4 [略] (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。	<u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u> 第9条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 [削る] 第9条の4 [略] (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員および育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

2 [略]

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 [略]

[新設]

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員および育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇

2 [略]

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の4第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 [略]

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等

[新設]

付 則 [略]

が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、つぎに掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則 [略]

付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第

9 条の 3 第 1 項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<u>(3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u> 第11条の2 委員会は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児または要介護者の介護</u>を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 <u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u> 第11条の3 [略] (特別休暇) 第17条 委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。	<u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u> 第11条の2 委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護</u>を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 [削る] 第11条の3 [略] (特別休暇) 第17条 委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇 (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇 2 [略] (介護休暇) 第18条 委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。 2 [略] [新設]	(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇 (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>、育児参加休暇および短期の介護休暇 2 [略] (介護休暇) 第18条 委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の4第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。 2 [略] <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> 第18条の4 委員会は、職員が配偶者等が<u>当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以</u>
--	--

[新設]

付 則 [略]

下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の5 委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、つぎに掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則 [略]

付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、こ

	<u>の条例の施行の日前においても行うことができる。</u>
--	--------------------------------



別	紙	2
---	---	---

議案第43号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年3月4日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月練馬区条例第73号）の一部をつぎのように改正する。

第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第32条の2の見出し中「および住居手当」を削り、同条中「、第12条および第14条」を「および第12条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）および第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て練馬区教育委員会規則で定める。

（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年10月練馬区条例第41号）の一部をつぎのように改正する。

付則第9項中「、第12条および第14条」を「および第12条」に改める。

令和 7 年 3 月 4 日

人事戦略担当部職員課

教育振興部教育指導課

議案第 4 0 号 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 3 号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

- (1) 高年齢層職員の能力および経験の活用を図るため、人事院規則が一部改正されたことを踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員に住居手当を支給する。
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により、懲役および禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、期末手当の不支給および一時差止めに関する規定にある「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。ただし、1 (2)については、令和 7 年 6 月 1 日

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
第29条の2 つぎの各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものがつぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	第29条の2 つぎの各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものがつぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、つぎの各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

(特定職員についての適用除外)

第31条 [略]

2 第11条から第13条までおよび第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 [略]

付 則 [略]

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、つぎの各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

(特定職員についての適用除外)

第31条 [略]

2 第11条から第13条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第29条の2第3号および第4号ならびに第29条の3第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の
日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除
く。）が定められている罪につき起訴を
された者は、この条例による改正後の練
馬区職員の給与に関する条例第29条の3
第1項（第1号に係る部分に限る。）お
よび第3項（第3号に係る部分に限
る。）の規定の適用については、拘禁刑
が定められている罪につき起訴をされた
者とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の
施行に伴い必要な経過措置は、特別区人
事委員会の承認を得て練馬区規則で定め
る。

(練馬区職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の一部改正)

4 練馬区職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例（令和4年10月練馬区条
例第33号）の一部をつぎのように改正す
る。

〔略〕（別紙新旧対照表参照）

練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（付則第４項関係）

現 行	改正案
本 則 [略] 付 則 １～８ [略] ９ 練馬区職員の給与に関する条例第11条から第13条までおよび<u>第15条</u>の規定は、 暫定再任用職員には適用しない。 10～13 [略]	本 則 [略] 付 則 １～８ [略] ９ 練馬区職員の給与に関する条例第11条から第13条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10～13 [略]

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
(期末手当の不支給) 第28条 つぎの各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1か月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止め) 第29条 委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものがつぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）	(期末手当の不支給) 第28条 つぎの各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1か月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止め) 第29条 委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものがつぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）

をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 委員会は、一時差止処分について、つぎの各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

(扶養手当および住居手当についての適用除外)

第32条の2 第11条、第12条および第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

付 則 [略]

をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 委員会は、一時差止処分について、つぎの各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

(扶養手当についての適用除外)

第32条の2 第11条および第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の
日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除
く。）が定められている罪につき起訴を
された者は、この条例による改正後の練
馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条
令第29条第1項（第1号に係る部分に限
る。）および第3項（第3号に係る部分
に限る。）の規定の適用については、拘
禁刑が定められている罪につき起訴をさ
れた者とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の
施行に伴い必要な経過措置は、特別区人
事委員会の承認を得て練馬区教育委員会
規則で定める。

(練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関す
る条例の一部を改正する条例（令和4年
10月練馬区条例第41号）の一部をつぎの
ように改正する。

[略]（別紙新旧対照表参照）

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（付則第4項関係）

現 行	改正案
本 則 [略] 付 則 1～8 [略] 9 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、<u>第12条</u>および<u>第14条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 [略]	本 則 [略] 付 則 1～8 [略] 9 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条<u>および第12条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 [略]

議案第 4 4 号

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）の一部をつぎのように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条第 2 項および第 3 項をつぎのように改める。

2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、つぎの各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) つぎのアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業 A 型もしくは小規模保育事業 B 型または事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1

号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項のつぎにつぎの2項を加える。

4 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、つぎの各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、つぎのアおよびイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者
第16条第1項第2号中「栄養士」のつぎに「または管理栄養士」を加える。

付則第4項中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 3 月 4 日

こども家庭部保育課

議案第 4 4 号 練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正により、家庭的保育事業者等が連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保することが著しく困難であると区市町村長が認める場合に関する規定等が設けられることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を受けることが不要となる。このことを踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、家庭的保育事業者等による利用乳幼児に対する食事の提供の特例に関する規定が改められることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 区長が、家庭的保育事業者等が保育内容支援（集団保育を体験させるための機会の設定、家庭的保育事業者等に対する相談・助言等の保育の内容に関する支援をいう。以下同じ。）の実施に係る連携施設を確保することが著しく困難であると認める場合であって、つぎの要件の全てを満たすと認めるときは、保育内容支援を実施する連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる旨等を規定する。（第6条第2項、第3項関係）

ア 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者（小規模保育事業A型事業者等であって、保育内容支援の実施に係る連携協力を行うものをいう。以下同じ。）を適切に確保すること。

イ つぎの(ア)および(イ)に掲げる要件を満たすこと。

- (7) 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。
- (4) 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 区長が、家庭的保育事業者等が代替保育（職員の病気等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）の提供に係る連携施設を確保することが著しく困難であると認める場合において、代替保育の提供に係る連携施設を確保しないこととすることができる要件に、当該家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者（小規模保育事業A型事業者等であって、代替保育の提供に係る連携協力を行うものをいう。）の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難である場合を加える。（第6条第4項、第5項関係）
- (3) 連携施設の確保に関する経過措置の期間を5年間延長する。（付則第4項関係）
- (4) 食事の提供の特例を認める要件の一つである栄養士による必要な配慮が行われることを定めた規定について、管理栄養士を配置した場合においても、同要件を満たすことができるように改める。（第16条関係）
- (5) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙1のとおり

5 参考資料

別紙2のとおり

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに付則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談および助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 〔略〕 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号および第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに付則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談および助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 〔略〕 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号および第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き

続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。 [新設]	続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。 2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、つぎの各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) つぎのアおよびイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
[新設] 2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、つぎの各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。	3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 4 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、つぎの各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、つぎのアおよびイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化され

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

4・5 [略]

（食事の提供の特例）

第16条 つぎに掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的

ていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

6・7 [略]

（食事の提供の特例）

第16条 つぎに掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的

保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) [略]

(2) 当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) [略]

2 [略]

付 則

1～3 [略]

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5～10 [略]

保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) [略]

(2) 当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、区等の栄養士または管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士または管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) [略]

2 [略]

付 則

1～3 [略]

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5～10 [略]

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例」および
「練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」
の改正について

1 法的根拠について

「家庭的保育事業等」および「特定地域型保育事業」とは、事業内容は同一であり、児童定員が19人以下で0歳児から2歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業を指す。

つぎの表のとおり、国の基準省令・府令に対応し、区はそれぞれ条例を制定している。

	区の条例	対応する国の基準省令・府令
①	練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）
②	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）

2 主な改正内容

(1) 連携施設の確保に関する規定の改正（①・②共通）

地域型保育事業者は、保育内容支援・代替保育・卒園児の受入れの3つの連携協力を行う連携施設を、保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかの施設類型から、確保しなければならない。

しかし、これらの施設から連携施設を確保することが著しく困難な場合には、一定の要件のもと、連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる。また、連携施設を確保しないことができる経過措置を定めている。

今般、国が連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件および経過措置期間の改正を行ったことから、つぎの表のとおり、国の基準に合わせて所要の改正を行う。

項 目	改 正 前	改 正 後
連 携 内 容	保育内容支援 [新設]	・ 小規模保育事業者等を連携協力者として確保した場合
	代替保育 ・ 小規模保育事業者等を連携協力者として確保した場合 [新設]	・ 同左 ・ 区長が連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお確保が著しく困難である場合
経過措置期間	・ 条例施行日から起算して10年	・ 条例施行日から起算して15年

(2) 栄養士に関する規定の改正（①のみ）

栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の受験要件が変更され、管理栄養士養成施設卒業者は、これまで必要とされていた栄養士免許の取得が不要となることとされた。栄養士による必要な配慮を定めた規定について、栄養士の免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても要件を満たすことができるよう、国の基準が改正されたことから、つぎの表のとおり、所要の改正を行う。

改正前	改正後
栄養士による必要な配慮が行われること	栄養士または管理栄養士による必要な配慮が行われること

(3) 読替規定の追加（②のみ）

保育所が無い地域で幼稚園を特別に利用する場合や、幼稚園と保育所の両方が無い地域で地域型保育事業者を特別に利用する場合における基準の読替規定について、国の基準に合わせて所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、2(3)については、公布の日

議案第 4 5 号

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第45号）の一部をつぎのように改正する。

第36条第3項中「第6条第2項中」のつぎに「「特定教育・保育施設（認定子ども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項および第3項をつぎのように改める。

2 区長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、つぎの各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) つぎのアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項のつぎにつぎの2項を加える。

- 4 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、つぎの各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、つぎのアおよびイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者
第51条第3項中「含む。）」と」のつぎに「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

付則第5項中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第36条第3項および第51条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 7 年 3 月 4 日

こども家庭部保育課

議案第 4 5 号 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正により、特定地域型保育事業者が連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保することが著しく困難であると区市町村長が認める場合に関する規定等が設けられること等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 区長が、特定地域型保育事業者が保育内容支援（集団保育を体験させるための機会の設定や特定地域型保育事業者に対する相談・助言等の保育の内容に関する支援をいう。以下同じ。）の実施に係る連携施設を確保することが著しく困難であると認める場合であって、つぎの要件の全てを満たすと認めるときは、保育内容支援を実施する連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる旨等を規定する。（第42条第2項、第3項関係）

ア 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者（小規模保育事業A型事業者等であって、保育内容支援の実施に係る連携協力を行うものをいう。以下同じ。）を適切に確保すること。

イ つぎの(ア)および(イ)に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(イ) 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 区長が、特定地域型保育事業者が代替保育（職員の病気等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供

する特定教育・保育をいう。以下同じ。)の提供に係る連携施設を確保することが著しく困難であると認める場合において、代替保育の提供に係る連携施設を確保しないこととすることができる要件に、当該特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者（小規模保育事業A型事業者等であって、代替保育の提供に係る連携協力を行うものをいう。）の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難である場合を加える。（第42条第4項、第5項関係）

(3) 連携施設の確保に関する経過措置の期間を5年間延長する。（付則第5項関係）

(4) 特別利用教育および特別利用地域型保育の基準に関する読替規定を追加する。
（第36条、第51条関係）

(5) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、2(4)については、公布の日

4 新旧対照表

別紙1のとおり

5 参考資料

別紙2のとおり

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
(特別利用教育の基準) 第36条 〔略〕 2 〔略〕 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	(特別利用教育の基準) 第36条 〔略〕 2 〔略〕 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者

第1節 利用定員に関する基準
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）および小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 [略]

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に

を除く。）」とする。

第1節 利用定員に関する基準
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）および小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 [略]

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に

必要な特定地域型保育事業者に対する相談および助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号および第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

[新設]

必要な特定地域型保育事業者に対する相談および助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号および第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 区長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、つぎの各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) つぎのアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

[新設]

2 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、つぎの各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所（次号において「事業実施場

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、つぎの各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、つぎのアおよびイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」と

所」という。) 以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者 (次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

4～9 [略]

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 [略]

2 [略]

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条および第13条を除く。)、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号または第3号に掲げる小学

いう。) 以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

6～11 [略]

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 [略]

2 [略]

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条および第13条を除く。)、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号または第3号に掲げる小学

校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

付 則

1～4 [略]

校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

付 則

1～4 [略]

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第36条第3項および第51条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

「練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例」および
「練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」
の改正について

1 法的根拠について

「家庭的保育事業等」および「特定地域型保育事業」とは、事業内容は同一であり、児童定員が19人以下で0歳児から2歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業を指す。

つぎの表のとおり、国の基準省令・府令に対応し、区はそれぞれ条例を制定している。

	区の条例	対応する国の基準省令・府令
①	練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）
②	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）

2 主な改正内容

(1) 連携施設の確保に関する規定の改正（①・②共通）

地域型保育事業者は、保育内容支援・代替保育・卒園児の受入れの3つの連携協力を行う連携施設を、保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかの施設類型から、確保しなければならない。

しかし、これらの施設から連携施設を確保することが著しく困難な場合には、一定の要件のもと、連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる。また、連携施設を確保しないことができる経過措置を定めている。

今般、国が連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件および経過措置期間の改正を行ったことから、つぎの表のとおり、国の基準に合わせて所要の改正を行う。

項 目	改 正 前	改 正 後
連 携 内 容	保育内容支援 [新設]	・ 小規模保育事業者等を連携協力者として確保した場合
	代替保育 ・ 小規模保育事業者等を連携協力者として確保した場合 [新設]	・ 同左 ・ 区長が連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお確保が著しく困難である場合
経過措置期間	・ 条例施行日から起算して10年	・ 条例施行日から起算して15年

(2) 栄養士に関する規定の改正（①のみ）

栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正により、管理栄養士国家試験の受験要件が変更され、管理栄養士養成施設卒業者は、これまで必要とされていた栄養士免許の取得が不要となることとされた。栄養士による必要な配慮を定めた規定について、栄養士の免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても要件を満たすことができるよう、国の基準が改正されたことから、つぎの表のとおり、所要の改正を行う。

改 正 前	改 正 後
栄養士による必要な配慮が行われること	栄養士または管理栄養士による必要な配慮が行われること

(3) 読替規定の追加（②のみ）

保育所が無い地域で幼稚園を特別に利用する場合や、幼稚園と保育所の両方が無い地域で地域型保育事業者を特別に利用する場合における基準の読替規定について、国の基準に合わせて所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、2(3)については、公布の日

令和 7 年 3 月 21 日
教育振興部教育総務課

令和 7 年第一回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

◆ 子育て・教育関係予算について

【質問】

- (1) 今回編成された令和 7 年度当初予算額は 3,516 億 8,600 万円であり、前年度比 8.9% 増となっている。これにより、4 年連続での歳出増が見込まれている。最も大きな割合を占める義務的経費は前年度比 4.6% の増加となり、中でも扶助費は 8.7% の増加となっている。

扶助費の増加要因の内訳を見ると、児童手当の高校生までの拡充、私立保育所運営経費、ひとり親家庭自立応援プロジェクトの強化、妊娠・子育て応援事業の強化などが挙げられる。未来ある子供たちや子育て環境の支援を強化した予算編成であるとする。

区は、教育・こども・福祉分野で 68% を占める本予算を編成するに当たり、現在の子育てや教育環境をどのように捉えているのか、区として担うべき子育てや教育に対する所見を伺う。

【答弁】

- (1) 少子化の進行、共働き家庭の増加、核家族化や地域のつながりの希薄化、支援が必要な子どもの増加など、子育てや教育を取り巻く環境は、大きく変化している。このような状況の中、住民に最も身近な自治体である区は、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、子どもおよびその保護者ひとり一人に寄り添った、きめ細かな支援に取り組むとともに、夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成を実現することが重要であると認識している。

区はこれまで、子ども・子育て支援施策を重要政策のトップに掲げ、区独自の幼保一元化施設である練馬こども園やねりっこクラブの創設、東京都練馬児童相談所の開設、不登校児童生徒や医療的ケア児の支援体制の強化などに取り組んできた。来年度予算においても、教育費・こども家庭費合計で約一千四百億円を計上しており、対前年度比 16% の増額、区一般会計予算の約 4 割を占めている。引き続き、子育て・教育施策の更なる充実に向けて取り組んでいく。

◆ 区立学校の適正配置について1

【質問】

- (1) 昨年示した「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」は、内外問わず多様な意見をまとめ、方向性を示したと理解しているが、教育委員会ではどのように学校適正配置の教育ビジョンを捉えているのか伺う。
- (2) 区は、この度の「区立学校適正配置第二次実施計画素案」について、対象校にて説明会などを実施して意見募集を行った。地域住民や関係者などからはどのような意見があったか。今後、それらの意見を集約し、どのように実施計画案を示していくのか、合意形成に向けた区の認識と取組についても伺う。
- (3) 保護者からは、通学に時間や負担がかかり、安全面でも懸念事項があると聞いている。これまでの実態に捉われず保護者や生徒等の意見を聞き、安全教育を実施して自転車通学が出来るよう対応することなども必要ではないか。また、学校施設は避難拠点、青少年の健全育成活動、校庭や体育館等の利用など、広く使われている。関係する地域の方々へも丁寧に対応していただきたい。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校は、教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもある。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えている。
学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、この度、「区立学校適正配置第二次実施計画素案」をとりまとめた。
- (2) 先月、統合・再編、学区域変更の対象となる各学校で説明会を開催した。そのなかで、特に、令和11年度の統合・再編の方向性をお示ししている豊溪中においては、PTAや保護者、町会の皆様などから、通学距離や跡施設の活用方法、計画の進め方、適正規模校の考え方、避難拠点や地域コミュニティのあり方など様々な意見・ご要望を頂いた。こうした状況を踏まえ、現在、豊溪中での再度の説明会の開催に向けた検討を進めている。
- (3) 自転車通学や跡施設の活用についても、説明会等で寄せられた意見を踏まえて現在検討を進めている。今後、学校での全体説明会のほか、必要に応じて、保護者向けの個別説明を行うなど、理解を得られるよう、丁寧に進めていく。

◆ 区立学校の適正配置について 2

【質問】

- (1) 「区立学校適正配置第二次実施計画素案」では、光が丘第八小と豊浜中が過小規模であるとして、それぞれ田柄小、光が丘第一中に統合する方針を示した。文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、統廃合の「適否を速やかに検討する必要がある」とするのは小学校で6学級以下、中学校で3学級以下である。光が丘第八小も豊浜中も、区の推計では令和26年度はそれぞれ7学級、5学級であり、クラス替えが全くできないわけではない。ただちに統廃合する必要性はないのではないか。

また、光八小と豊浜中は20年以上にわたって11学級以下という状況が続いてきた。過小規模校のデメリットを強調するのであれば、なぜ長年にわたって過小規模と呼ばれる状況を放置してきたのか疑問である。「少人数だと、ひとりひとりの顔を覚えられて、気持ちに寄り添える」などのメリットもある。こうしたメリットについても正當に評価すべきである。

国の手引きや設置基準を都合よく解釈し、過小規模校のデメリットを強調し、建物が更新時期を迎えていることを利用して、学校の数を減らそうとしているのではないか。区の所見を伺う。

- (2) 統廃合のもう一つの根拠は、望ましい運動場面積を確保できないというものである。その理由として、学習指導要領に依拠していると説明しているが、同要領に具体的なトラックや直線走路の長さの想定はない。国の設置基準でも「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合は、この限りでない」とされている。もし支障があるのであれば、そのための土地を確保すべきである。なぜ運動場面積という独自基準をつくったのか、その根拠について区の所見を伺う。

- (3) 対象校の説明会では「PTA活動をしているのに一度も計画について聞かれたことも知らされたこともない」「豊浜中がいかに地域に愛されているか確認できた」「まず地域の意見を聞いて合意形成を図るべきだ」等の意見があがった。

豊浜中では、学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクールの仕組みが導入され、「地域とともにある学校」の模索が始まった矢先だった。こうした取組を否定するものである。

国の手引きにおいては、適正規模・適正配置の検討委員会には地域や保護者の代表に委員として参画してもらうこと、検討の途中で保護者や地域住民のニーズや意見を聴取するためにアンケートや公聴会、パブリックコメント等を行うことなどを求めている。区においても、こうした取組を行って、時間をかけて合意形成を図り、

もし合意が得られなければ、進めるべきではないと考えるがいかがか。

【答弁】

- (1) 学校は、教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもある。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えている。

学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、この度、「区立学校適正配置第二次実施計画素案」をとりまとめた。

小規模校のメリットについては認識しているが、過小規模化が進行するとデメリットの影響が大きくなり、学校運営に大きな課題が生じることが危惧される。計画素案でお示ししたとおり、昨年度実施した区の将来人口推計において、現在だけでなく20年後も過小規模の状況が見込まれること、学校の改築時期が迫り、長寿命化改修も不適であることなどに鑑み、今回選定したものである。

文部科学省の手引でも、クラス替えができる学年が少ない規模の学校については「教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境の在り方を検討することが必要である」とされている。国の手引や基準を都合よく解釈したという指摘は当たらない。

- (2) 改築を行う際に、望ましい運動場面積を確保することは重要である。学校の隣接地に大規模な用地を買収することは容易ではない。そのため、国の「学習指導要領解説」で示されている、小学5・6年生の短距離走は40～60M程度、中学3年生は100～200M程度といった客観的な指標に基づき、最低限必要な校庭面積を設定し対象校抽出の視点としたものである。
- (3) 先月、統合・再編、学区域変更の対象となる各学校で説明会を開催した。そのなかで、特に、令和11年度の統合・再編の方向性をお示ししている豊溪中においては、PTAや保護者、町会の皆様などから、通学距離や跡施設の活用方法、計画の進め方、適正規模校の考え方、避難拠点や地域コミュニティのあり方など様々な意見・ご要望を頂いた。こうした状況を踏まえ、現在、豊溪中での再度の説明会の開催に向けた検討を進めている。

今後、学校での全体説明会のほか、必要に応じて、保護者向けの個別説明を行うなど、理解を得られるよう、丁寧に進めていく。

◆ 区立学校の適正配置について 3

【質問】

- (1) 「区立学校適正配置第二次実施計画素案」においては、人数や学級数ありきではなく、子どもたちが「行きたい」と思える学びのある学校を作るという視点で計画を策定すべきと考える。

また、豊溪中学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）では、これまで「豊溪中の良さをどう打ち出していくか」などが話し合われてきた。1月に行われた説明会では「取組が始まったばかりなのに」との声もあった。学校は「学びの場」という機能だけでなく、地域コミュニティの活動の中心になっており、人と人、地域をつなぐ役割を担っている。

地域住民の合意なく進めるということは、区政が地域コミュニティを分断し、解体させることになりかねない。区は地域の声を尊重し、合意形成を図るべきである。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校は、教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもある。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えている。学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、この度、「区立学校適正配置第二次実施計画素案」をとりまとめた。

子どもの意見については、児童生徒用タブレットパソコンからアクセスできる専用のホームページや、児童館での閲覧などにより募集を行った。賛成、反対を含め16件の様々な意見を頂いている。これらの意見に対しては、一つ一つ区の考え方をお答えしていく。

先月、統合・再編、学区域変更の対象となる各学校で説明会を開催した。そのなかで、特に、令和11年度の統合・再編の方向性をお示ししている豊溪中においては、PTAや保護者、町会の皆様などから、通学距離や跡施設の活用方法、計画の進め方、適正規模校の考え方、避難拠点や地域コミュニティのあり方など様々な意見・ご要望を頂いた。こうした状況を踏まえ、現在、豊溪中での再度の説明会の開催に向けた検討を進めている。今後、学校での全体説明会のほか、必要に応じて、保護者向けの個別説明を行うなど、理解を得られるよう、丁寧に進めていく。

◆ 区立学校の適正配置について 4

【質問】

- (1) 2004年の東久留米市の学校統廃合では、子どもたちへのケアもなく、学級崩壊、いじめ、不登校など、統合後の学校の荒れが問題となった。

区は、「区立学校適正配置第二次実施計画素案」発表と同時に心のケアについてはどのような体制をとり、どのような周知を行ったのか。また、学校が計画を知ったのは発表直前の11月末だが、学校のケアの体制が約2週間で十分と考えたのか。あわせて区の所見を伺う。

- (2) 練馬区が子どもたちの声を受けて計画を見直せば、「自分たちが行動すれば、社会は変わる」という実体験を積ませることとなり、民主主義の実践として大変有効である。板橋区は来年度予算で「いたばし子どもワークショップ」を実施する。

練馬区でも、結論ありきではない対話を、対象校の生徒達と行い、その声から計画を見直すよう要望する。区の所見を伺う。

- (3) 統廃合は教職員に多大な負担となる。伝統の引継ぎや、新しいカリキュラム等の擦り合わせ、事務作業、引っ越し、子どものケア等、多岐にわたる業務が想定される。区は、具体的にどのような教職員の負担を見込んでいるか。また、あわせて教職員の増員や支援について、区の所見を伺う。

- (4) 区は、単学級のデメリットとして、クラス替えができないことをあげている。単学級の課題解決には、統廃合しかないのか。現場の創意工夫で対応・解決している事例とあわせて、区の所見を伺う。

- (5) 光八小、豊溪中、小竹小について、区が考える3校それぞれのよさ、魅力について、区の所見を伺う。

- (6) 現在、練馬区の小中学校の教室の面積基準は、一人当たりに換算すると、小学校35人学級で1.82㎡、中学校40人で1.7㎡であり、保育園2歳児の基準1.98㎡よりも狭い基準である。小規模校は、ゆったりした面積基準に変えるチャンスである。区の所見を伺う。

- (7) 豊溪中の保護者から統廃合反対について意見が届いている。主な内容は、「同校の少人数の環境こそ理想の学校の姿。生徒数の数字だけで統廃合を進めるべきではない。区の中学校で唯一のコミュニティ・スクール実証校で、地域から愛されている学校である。豊溪中を未来の子供たちに残してほしい」とのことである。

区は、コミュニティ・スクールの意義をどう考えているのか。反対を押し切っても、地域とのつながりも人の心も変わらず、これまで通り地域からの支援を頂けると考えているか。区の所見を伺う。

- (8) 区は、「区立学校適正配置第二次実施計画素案」についての子ども版の資料を作成し、その資料により子どもたちのパブコメを行ったとのことである。小竹小は、対応方針では廃校とされているが、素案の子ども版資料には、小竹小の記述がない。なぜ、子ども版の資料に小竹小のことを載せなかったのか、区の所見を伺う。
- (9) パブコメの〆切は1月21日だったが、〆切当日の22時からロゴフォームのメンテナンスが実施され、投稿できなくなった。「練馬区区民意見反映制度に関する規則」第5条には、「区長は当該意見の提出期間について、計画等の案を公表するときに明示しなければならない」とあるため、適正な手続に満たないと考える。
- 子ども版資料を是正したうえで、パブコメのやり直し、または期限延長を要望する。区の所見を伺う。
- (10) 豊溪中の保護者から統廃合反対について意見が届いている。少なくとも再度説明会を開き、統合ありきでない対話を重ねること、準備会は地域の合意形成ができるまでは開催しないことを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校は、教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもある。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えている。学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、この度、「区立学校適正配置第二次実施計画素案」をとりまとめた。
- 素案の公表に当たっては、昨年10月中旬以降、対象校の校長に事前に情報提供を行った。児童生徒の状況に変化が見られる場合は、連携を図って対応することとしている。また、普段から、悩みや困りごとがある場合には、教員、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員などに気軽に相談できることや、電話・メールなどでも相談を受け付けていることを伝えている。
- (2) 子どもの意見については、児童生徒用タブレットからアクセスできる専用ホームページや、児童館での閲覧などにより募集を行った。賛成、反対を含め16件の様々な意見を頂いている。これらの意見に対しては、一つ一つ区の考え方をお答えしていく。
- (3) 過小規模校では教員が少なく一人当たりの負担が増加する、教員個人の力量への依存度が高まるなどの課題がある。適正配置により、将来にわたって負担を軽減し、安定した学校運営ができると考えている。

適正配置の対象校の教職員には、今後設置予定の準備会への参加や、統合・再編に向けた各種準備・調整など様々な作業の増加が見込まれる。今後、教育委員会として全面的にサポートを行い、対象校の負担軽減に努めていく。教員の配置増を行う予定はない。

- (4) 現在、光八小、豊溪中などの小規模校では、異学年交流や、児童生徒一人ひとりが役割を持って異なる意見を出し合うなど、様々な創意工夫を行っているが、過小規模化が進行すると、人間関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなるなどのデメリットの影響が大きくなり、学校運営に大きな課題が生じることが危惧される。計画素案でお示ししたとおり、昨年度実施した区の将来人口推計において、現在だけでなく20年後も過小規模の状況が見込まれること、学校の改築時期が迫り、長寿命化改修も不適であることなどに鑑み、今回選定したものである。
- (5) 対象校に限らず全ての学校で、魅力ある学校づくりに取り組んでおり、統合・再編後も、さらに魅力が高まるよう進めていく。
- (6) 教室の面積については、国の指針等に基づき、全ての学校で適切な面積を確保している。一人当たりの面積の拡大のために学校の小規模化を進める考えはない。
- (7) 学校運営協議会は、学校・保護者・地域住民等が協議し、学校運営に必要な支援を行う機関である。豊溪中の保護者や地域の皆様にご支援頂いてきたことについては大変感謝している。将来にわたって学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するためには、統合・再編を行うことが必要である。今後、学校運営協議会については、区内各校への拡大を図っていくこととしており、引き続きご協力を頂けるよう、丁寧に説明していく。
- (8) 小竹小については、令和元年度に対応方針を策定しており、計画素案には対応方針に基づく現在の進捗状況を記載した。子どもの意見募集における資料は、新たに取り組む内容を中心に作成したものである。
- (9) ログフォームの運営事業者が実施するメンテナンスにより、意見が投稿できない時間帯が生じることが、事前に区ホームページで注意喚起してきたが、投稿できない間もメールで意見を受け付けるとともに、投稿できないという問い合わせに対しては、受付期間を延長するなど個別に対応した。パブリックコメントをやり直す考えはない。
- (10) 先月、統合・再編、学区域変更の対象となる各学校で説明会を開催した。そのなかで、特に、令和11年度の統合・再編の方向性をお示ししている豊溪中においては、PTAや保護者、町会の皆様などから、通学距離や跡施設の活用方法、計画の進め方、適正規模校の考え方、避難拠点や地域コミュニティのあり方など様々な意見・

ご要望を頂いた。こうした状況を踏まえ、現在、豊溪中での再度の説明会の開催に向けた検討を進めている。今後、学校での全体説明会のほか、必要に応じて、保護者向けの個別説明を行うなど、理解を得られるよう、丁寧に進めていく。

◆ 子どもの朝の居場所づくりについて1

【質問】

- (1) 最近では、朝の登校前の子どもの居場所について保護者のニーズが高まっており、学校の開門を待つ子どもたちへの対応が新たな課題となっている。特に小学校新1年生の保護者にとって、区内保育園の平均開所時間は7時15分であるのに対し、小学校の開門は午前8時となっていることから、そのギャップを埋める朝の子どもの居場所がないため、親が働き方や仕事を変えなければならない、いわゆる「小1の壁」となっている。育児と仕事の両立に向け、社会全体で課題認識を深めていく必要があり、保護者が安心して仕事ができる朝の環境づくりは急務である。

小学校の開門時間は現在、教員の勤務時間にあわせた管理体制の中で、安全を確保できる時間に開門することとなっているため、開門時間より早く登校した児童たちは、校門前で待つことになり、子供たちが道路に出て危ないと心配する声や、うるさいといった指摘を受けたりすることもあるようである。

区は、こうした開門時間前の児童生徒の状況を把握しているのか。また、子どもの朝の居場所へのニーズをどのように認識しているか、所見を伺う。

- (2) 昨年12月、こども家庭庁と文部科学省が取りまとめて公表した「放課後児童対策パッケージ2025」においても「朝の子どもの居場所づくりの推進」が掲げられた。朝の時間帯における学校施設の利用について、教師の負担とならないよう、また管理運営上の責任体制に留意しつつ、自治体における独自の取組に活用できる補助事業や好事例を周知するとしている。大阪府豊中市では、令和6年4月から、学校見守り員を配置して朝7時からの校門開放を開始している。都内では、豊島区が令和7年1月から2校で7時45分からの開門を試行しているほか、三鷹市や八王子市などでも実施例がある。先行する自治体によって活用する学校施設は様々で、子どもを受け入れる体制も、地域の団体やボランティア、民間企業に委託するなど様々である。

練馬区においても、小1の壁への対策として、保護者のニーズを把握するための調査を実施するなど、朝の居場所の確保に向けた取組に着手すべきと考えるが、所見を伺う。

【答弁】

- (1) 現在多くの区立小学校では、教員の勤務開始時間にあわせて、児童の登校時間を8時15分から25分までとしている。一方、保護者の出勤時間との関係で、登校時間より前に登校する子どもたちが一定数いることから、管理職や早めに出勤した教員が8時前に校門を開け、校庭や校舎の昇降口前に子どもたちを迎え入れていることを多くの学校から聞いている。今後も、共働き家庭の増加等に伴い、朝の子どもの居場所に関する保護者のニーズが増加していくことが想定される。
- (2) こうした中、昨年12月にこども家庭庁と文部科学省は、「放課後児童対策パッケージ2025」を策定し、朝の子どもの居場所づくりを推進していく方向性を示した。現在、実態把握に向けた全国調査が実施されている。区教育委員会としては、各学校の実態把握に努めるとともに、国の調査の結果や他自治体の事例を踏まえながら、朝の子どもの居場所づくりについて、検討していく。

◆ 子どもの朝の居場所づくりについて2

【質問】

- (1) 保育園に通っていた子どもが小学校に就学すると、登校時間が保育園の登園時間より遅くなり、親の出勤後に子どもが登校時間まで一人にならざるをえなくなったり、親の出勤時間に影響して仕事を続けにくくなったりする小一の壁と呼ばれる課題の一つである。登校時間の前倒しを求める声が区内の子育て家庭から多く寄せられている。核家族化が進み、共働き世帯が増えるなか、23区有数のベッドタウンである練馬区として登校時間の前倒しを検討するよう要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 現在多くの区立小学校では、教員の勤務開始時間にあわせて、児童の登校時間を8時15分から25分までとしている。一方、保護者の出勤時間との関係で、登校時間より前に登校する子どもたちが一定数いることから、管理職や早めに出勤した教員が8時前に校門を開け、校庭や校舎の昇降口前に子どもたちを迎え入れていることを多くの学校から聞いている。

今後も、共働き家庭の増加等に伴い、朝の子どもの居場所に関する保護者のニーズが増加していくことが想定される。こうした中、昨年12月にこども家庭庁と文部科学省は、「放課後児童対策パッケージ2025」を策定し、朝の子どもの居場所づくりを推進していく方向性を示した。現在、実態把握に向けた全国調査が実施されている。

区教育委員会としては、各学校の実態把握に努めるとともに、国の調査の結果や

他自治体の事例を踏まえながら、朝の子どもの居場所づくりについて、検討していく。

◆ 区立小中学校における防災対策について

【質問】

- (1) 現在、各学校においては、定期的な防災訓練を行い、災害時の避難行動について学んでいると聞いている。訓練を繰り返すことにより、避難行動が習慣化されることは良いことだが、発災時には、避難後の行動についても重要になってくる。初期消火や救急救命など、子どもたちができる範囲での共助を進めることで学校内での被害も少なくなると考える。また、各学校には防災倉庫があり、組み立て式トイレや発電機など様々な防災機材がある。発災時の避難拠点開設時に使用することは承知しているが、様々な状況を想定して教職員もこうした機材を使用できるようにすることが必要と考える。

そこで、これまで行ってきた災害時の避難行動を学ぶ訓練だけでなく、消防署などの専門家の外部講師を招き、発災後の初期消火や避難拠点の開設などの防災技術を、児童生徒だけでなく教職員も学べる機会を増やしてはどうか。区の所見を伺う。

- (2) 先の決算特別委員会において、小学校新1年生の入学祝品である防災ずきんを防災ヘルメットに見直すことを要望したところ、学校と意見交換しながら検討していくとの答弁だった。学校における危険は火災より落下物の方が高く、頭に直撃すれば致命傷や後遺症が残る重大なケガに繋がるため、落下物に対する適正の高い防災ヘルメットに順次変えていく必要があると考える。現在の検討状況やスケジュールについて伺う。また、中学生にも配布をしていただきたいと考えるが、あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、区立の全小中学校を避難拠点と定め、各学校の教職員が学校避難拠点要員として運営に携わっている。各要員は訓練等を通じて、防災機材の利用方法や避難拠点開設の手順、消防署の指導による初期消火等に関する知識・経験を積んでいる。

児童生徒に対しては、年に11回の避難訓練を実施するとともに、都が作成した「防災ノート」などの教材を使用し、災害時に自分の命を守る自助の行動や、ともに助け合う共助の行動について学ぶ機会を設けている。一部の学校では消防団等の外部人材を招いた初期消火訓練等も実施している。今後も、災害時に実際に行動に

移せるよう、各学校に対し、より実践的な訓練に努めるよう働きかけていく。

- (2) 防災ヘルメットは、防災頭巾に比べ、落下物に対する強度が強い一方、着用方法が複雑であり、緊急時に低学年や支援が必要な児童には扱いづらいなどの課題がある。こうした課題を検証するため、小学校1校当たり35個のヘルメットを配備する経費を来年度予算に計上した。各学校における教員、児童の意見を把握し、今後の進め方について検討していく。現時点で中学生への配布は考えていないが、引き続き、他区の状況等を注視していく。

◆ 教育と多様性、性的いじめについて

【質問】

- (1) 区は、過少規模校では「多様なものの見方、考え方」に触れる機会が少ないこともデメリットとしている。例えば、化粧や髪の色を変えることは、多様な考えの一つであり、表現の自由であるが、多様性を統廃合の理由にしながら、なぜ多様な考え方を認めないのか。社会に出た時のために校則があるというのなら、社会にあわせて、化粧も髪染めも認められるべきである。区の所見を伺う。

- (2) 多様性を認め、理解しあうためには、「対話」が必要である。前向きな「対話」のためには、場の安心感も不可欠である。考える力、問う力を養うだけでなく、安心して自由に話せる場があることは、普段の教室の安全性・安心感にもつながると考える。朝と帰りの時間にサークル対話を採り入れる学校もある。練馬区でも、道徳や総合学習、学活などで取り組むよう要望する。

場の確保とともに必要なのがコミュニケーション教育、表現教育である。兵庫県豊岡市では全校で実施し、メタ認知・非認知能力、自己効力感、自制心、協働性の向上等の効果という検証結果も出ている。

練馬区でも、コミュニケーションの授業、表現の授業の取組をぜひ進めていただきたい。場の確保とあわせ、区の所見を伺う。

- (3) 名古屋市では「ナゴヤスクールイノベーション」を掲げ、学校改革を進めている。特に注目を集める名古屋市立山吹小学校の「自由進度学習」を視察した。イエナプラン教育の日本版ともいうべき内容で、子どもが自ら時間割を組み、自主的な学びを進めている。

練馬区でもぜひ、自由進度学習の取組を始めていただきたい。区の所見を伺う。

- (4) 生徒間の性的ないじめが大きな社会問題となっており、昨年末、札幌市の当時小学3年生の男子児童が、当時中学1年の男子生徒から性的ないじめを受けたと認定された。

性的いじめは、加害者はふざけ程度に捉える一方、被害者はPTSDや、自殺に至る深刻な事例もある。練馬区では、生徒間の性的いじめ・性暴力についてのマニュアルや対応、対策はどうなっているのか。また、今後の取組について、区の所見を伺う。

- (5) 他自治体の保育園で保育士による性加害が報じられているが、練馬区では、保育園における性暴力対策はどうなっているか。また、今後保育園・未就学児でも対策を見直し、強化徹底すべきと考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校では遵守すべき学習上、生活上の規律として校則を定めている。教育委員会では、毎年校則の内容を確認し、社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、見直しを検討するよう指導している。見直しに当たっては、各学級や児童会・生徒会、保護者会等で確認したり議論する機会を設けている。その結果、現在区立中学校で、化粧や髪染めを認めている学校はない。区が各学校に働きかける考えもない。
- (2) 各学校の授業では、課題に協働的に取り組むグループ学習やタブレットを活用した意見交換など、対話的な学びを行っている。学級活動や道徳の授業では、話合いのルールを理解し、自他の意見を尊重して話し合う中で、自分の考えを深め、他人を思いやる心を育てている。こうした取組を通して、子供同士が様々な場面で対話する機会を設け、表現力やコミュニケーション力を高めている。
- (3) 自由進度学習とは、児童生徒が自ら学習内容や進度を決めて取り組む学習方法であり、自発的な学びへの意欲を育む効果などが期待される一方、教員が学習の進捗をどう確認し、どう評価するかが難しく、子供の意欲により学習効果が二極化する懸念なども示されている。各学校では、総合的な学習の時間において、子供一人一人が興味・関心に応じた課題を自ら設定し、学習計画を立て、主体的に解決する探究的な学びに取り組んでいる。こうした取組を継続し、自発性や学びへの意欲の向上に努めていく。
- (4) 区では、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、命を大切にする考えや、自分や相手を尊重する態度を発達段階に応じて身に付けることを目的に、「生命(いのち)の安全教育」を全区立小中学校、幼稚園で実施している。いじめや性暴力の対応フローチャートを定め、生徒間の問題にも適切に対応できるようにしている。

性暴力等防止特別対策委員会の提言を受け、現在、「人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会」で区独自のプログラムの作成に向けた具体的な検討を進めている。令和7年度から全区立小中学校、幼稚園で実施していく。

【答弁】

- (1) 現在、区内全ての保育施設では、国が策定した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に基づき、環境整備や職員の意識啓発など性暴力等を未然に防ぐための取組が行われている。区は、国のガイドラインに基づき、性暴力等に係る通報などがあつた際の対応について、保育施設や幼稚園等も対象とした独自のマニュアルを作成している。また、区内全ての保育施設の巡回支援を通じて助言等を行っている。

◆ 児童生徒の情報リテラシーについて

【質問】

- (1) 昨年、区内で闇バイトの募集などで集められた匿名・流動型犯罪グループによる犯行とみられる強盗傷害や拉致監禁事件が発生した。一昨年、闇バイトの募集に引っかけた区内の青年が犯行グループに軟禁される事件も発生し、2013年にはメッセンジャー的な仕事という募集に応募し、受け子として逮捕された青年も区内在住であった。共通点を探ると、リテラシーの低さが原因ではないかと受け止めている。もちろん、「お金に困っていた」ことも挙げられるが、お金に困っていてもリテラシーさえ高ければ、犯罪に巻き込まれにくくなると考える。

区では、児童生徒のリテラシー向上のためのチェックシート、情報番組製作ワークショップなどの取組をしているが、ケーススタディ、いわゆる事例体験に取り組んでいただきたい。区の取組状況とあわせ所見を伺う。

【答弁】

- (1) 各学校では、情報を取り扱う際に必要となる知識・技能等を学年別・体系的に整理した「情報活用能力 練馬区モデル」を活用し、情報リテラシー能力の育成に取り組んでいる。また、小学校5年生と中学校2年生を対象とした「情報モラル講習会」では、実際の事例等も用いながら、情報の適切な取捨選択の仕方や、SNSを扱う上での注意点等を学んでいる。引き続き工夫を重ねながら、必要な能力の育成に取り組んでいく。

◆ 学校のあり方について

【質問】

- (1) 適応指導教室という事業名については、これまでも何度か議会で取り上げられてきた。区は不登校対策方針で「一人ひとりに寄り添う」と掲げているならば、「適応指導」は矛盾する。施策の事業名は区の姿勢を表すものである。事業名を改める

べきである。区の考えを伺う。

- (2) 国は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」および第4期教育振興基本計画において「学びの多様化学校」を2027年度までに全国で300校設置すること目指している。学びの多様化学校は、不登校の児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して授業を実施するものであり、現在全国で35校が設置されている。

区は、学びの多様化学校を設置する予定はない、現時点で校内別室や適応指導教室などで不登校対策に取り組んでいるとのことである。しかし、校内別室で過ごすことや適応指導教室だけでは、今ある不登校状態に対しての対処法であり、根本的な解決につながるものではない。国の「誰ひとり取り残さない学びの保障」、区の「一人ひとりの状態に寄り添う」が方針であるならば、最優先課題として学校のあり方を考え直すべきではないか。区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 適応指導教室は、国が全国的に導入を進めてきた事業の名称である。区では、トライ・フリーマインドという名称で実施しており、教育現場や保護者・児童生徒の中では、その名称が定着しているものと認識している。

トライ・フリーマインドでは、児童生徒の日々の状態を観察し、保護者とも情報共有し、一人ひとりに寄り添った支援をしている。令和3・4年度の不登校実態調査では、利用者の約9割が利用をして良かったと答え、支援の効果が実証されている。事業名にこだわらず、こうした実態をご確認いただければと思う。

- (2) 区では、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことを目指して各取組を進めてきた。学校教育支援センター等での学習機会や居場所の確保、学校内における学級以外の居場所づくり、オンライン学習の実施等、多様な学びの場の確保に努めてきた。令和7年度には、居場所支援事業の定員拡充を図るほか、校内別室指導支援員を全校に配置するなど、更なる充実を図っていく。

「学びの多様化学校」については、特別の教育課程を編成して教育を実施することができなどの利点がある一方、転校となることや、施設、人員の確保などの課題もあると聞いている。他自治体の設置事例や支援内容等を踏まえ、引き続き研究していく。

◆ 大泉第二中学校と道路計画について1

【質問】

- (1) 区が公表した「大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくり

の取組方針素案」では、補助135号線・232号線を整備した場合の大泉第二中学校の再建案が示された。再建案は、有識者委員会の提言にあった校地再形成案から北西部分の用地を取得せずに校地を再形成し、補助135号線の西側に校舎棟、東側に体育館棟と運動場を配置するものである。現在より体育館は広くなる一方で、運動場は200mトラックが配置できるとはいえ現在の7割程度の面積となる。区は、学校の南側に取得している用地を第二運動場として整備するとしているが、学校と離れているため、往復に時間がかかり校舎から様子を見通せなくなるなどの弊害が生じてしまう。

文科省が定める「中学校施設整備指針」では、交通頻繁な道路との交差を避けるなど安全な通学経路を確保すること、職員室は屋外運動場などの見通しがよいこと、保健室は特に屋内外の運動施設との連絡がよいことなどが重要であるとしている。しかし、交通量の多くなることが予想される2本の都市計画道路が学校のすぐそばで交差し、道路で分断されれば、指針で挙げられているこうした要素を備えることができるとは思えない。現在の教育環境より後退する面が出てくるのではないか。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針素案では、周辺敷地の一部を取得し、現中学校敷地を含めた土地を活用して再建する案をお示しした。有識者委員会からは、これまでの大泉第二中学校の教育環境や伝統を守りつつ、望ましい教育施設機能の保全と道路整備を両立させる方策が示されているとのことご意見をいただいている。文部科学省の中学校施設整備指針の内容については、設計段階で反映できるよう工夫し、良好な教育環境を確保していく。

◆ 大泉第二中学校と道路計画について2

【質問】

- (1) 昨年12月に示された「大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針素案」では、学校の敷地を4分割する計画であることが明確になった。校舎と運動場や体育館の間に補助135号線が通り、学校の敷地を分断する。渡り廊下でつながることになるが、車いすを利用する生徒や教職員の行動を制限しかねないことが、かねてから指摘されてきた。特に、災害時の避難行動に支障が出ないか懸念される。

区は、これからの時代に対応した施設を整備することで、大泉第二中学校の教育環境を保全するとしているが、取組方針に示されているのは、いずれも学校の改築

にあたって当然のことであり、道路整備と引き換えにするものではない。今回示された都市計画道路が学校を4分割する取組方針のどこが教育環境を保全したといえるのか、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 「大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針素案」では、周辺敷地の一部を取得し、現中学校敷地を含めた土地を活用して再建する案をお示ししている。4分割ではなく、西側敷地に新校舎棟、東側敷地に体育館棟と運動場を整備し、2階部分で円滑に行き来できる渡り廊下を設置することとしている。また、体育館は従前の2倍程度の広さを確保し、運動場は東側敷地に200メートルトラックを配置するとともに、部活動等で活用する第2運動場の整備とあわせ従前以上の面積を確保することとしている。

有識者委員会からは、これまでの大泉第二中学校の教育環境や伝統を守りつつ、望ましい教育施設機能の保全と道路整備を両立させる方策が示されているとのご意見をいただいている。区内の他の中学校が改築時に備える機能と同等以上の機能を確保できることから、区としては良好な教育環境が保全できると考えている。

◆ 学校の断熱改修について

【質問】

- (1) 夏が来る前に、学校の断熱を実施すべきである。その際は、第一種熱交換換気システムへの切り替えも重要である。インフルエンザ等の感染症が流行しているが、コロナの収束とともに換気をする機会が減ったことも要因の一つと考える。

学校改築時に設置するとともに、改築がまだの学校には断熱改修とあわせ、第一種熱交換換気システムの設置を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校の断熱対策は、基本的に改築や長寿命化改修の際に実施している。第一種熱交換換気システムは、給気と排気の双方を機械で行い、換気の際、排気から出る熱を給気に再利用するシステムである。空調の効率を高める効果があり、改築する学校ではこのシステムを導入している。長寿命化改修を行う学校では、現在、このシステムの導入の検討を進めている。

◆ 化学物質過敏症の周知について

【質問】

- (1) 給食白衣やワックスの使用など、「香りによる健康被害」や「化学物質過敏症」

で困っている子どもについては、個別に対応していると聞いている。しかし、「個別の対応を求めることができることを知らない」保護者が絶えないのも事実である。相談すれば個別に対応することを定期的に子どもたちや保護者に知らせることが必要である。

2019年に区が作成した化学物質過敏症の啓発リーフレットの活用状況を伺う。

- (2) 児童生徒の保健調査票に香りによる心身への影響を尋ねる項目を加える、あるいは事例として示すことは、子どもや保護者への啓発に有効だと考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 教育委員会では、従来から施設の建材や塗装剤を原因とする化学物質過敏症について、教室内のホルムアルデヒド等濃度測定や換気の改善などを行っている。また、化学物質過敏症に関するリーフレットを全区立小中学校に送付し、消費者庁のポスター改訂等にあわせ、周知啓発および症状を訴える児童生徒に配慮を求める通知を定期的に発出してきた。症状を訴える児童の保護者からの要望があった学校では、全学年の保護者にリーフレットの配布やメールでの啓発も行っている。
- (2) 保健調査票については、「その他」の欄にアレルギー等について記載いただくことが可能である。柔軟剤等に使われる香料と化学物質過敏症との因果関係は現在のところ科学的に解明されてはいないが、教育委員会では従来から児童生徒一人ひとりの訴えや特性に応じたきめ細やかな配慮を行っている。こうした取組を引き続き行っていく考えである。

◆ 読書活動の推進について

【質問】

- (1) 文化庁の令和5年度「国語に関する世論調査」の結果によると、1か月に読む電子書籍を含む本の数は、1冊も読まないと答えた人の割合が62.6%と5年前の前回調査より15.3ポイント増加している。年代別にみると16歳～19歳の若者が66.3%で最も高く、ほぼ3人に2人が本を読まないことが分かり、読書離れが進んでいる。

一方、活字に接する機会が極端に減ったわけではなく、1冊も本を読まない人に、SNSやインターネットの記事など本以外の活字を読む頻度を尋ねたところ、75.3%がほぼ毎日と答えており、世間の関心が高い問題や自分の興味のある情報は積極的に読もうとする姿勢も伺え、今後、新たな読書活動の推進が必要と考える。

令和7年1月「ねりま電子図書館」がオープンした。電子書籍が約3500冊、さらにオーディオブックや読書記録が残せる機能などを実現し、高く評価する。電子書

籍導入の目的、活用方法、利用者を増やす取組、課題や懸念事項について伺う。

- (2) 現在、小中学生は一人1台のタブレットが配備されているため、電子書籍貸し出しサービスのIDを児童生徒に一括して発行していただきたい。また、電子書籍は一度に2冊まで借りることができるが、貸し出し中の場合はすぐに読めない課題がある。今後、子どもたちの読書推進や授業などで使用できるよう、クラス全員で1作品を同時に読書できる「読み放題パック」を活用した取組を広げるよう要望する。

さらに高校生年代へは、区のアンケートからも電子書籍にマンガや物語・小説などコンテンツを充実し、SNSからも積極的に情報発信していくよう要望する。あわせて所見を伺う。

- (3) 令和元年、視覚障がい者や発達障がい者らが読書しやすい環境を整える読書バリアフリー法が成立し、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる環境整備が求められている。

足立区では、区立図書館全館にスウェーデン発祥の障がいの有無にかかわらず誰もが読書の文化の恩恵を受けられる「りんごの棚」と呼ばれる、バリアフリーに配慮した本などを集中的に設置する取組を行っている。ぜひ本区においても、電子書籍、オーディオブックの導入を機に、全区立図書館に「りんごの棚」を設置し、広く周知啓発に取り組んでいただくことを要望する。所見を伺う。

【答弁】

- (1) 先月からねりま電子図書館を開始し、現在、約4千点の電子書籍が貸出されている。来館せずに検索・予約・貸出ができるようになり、利用者の利便性が向上するほか、新たな利用層の獲得など様々な効果が期待されている。また、文字拡大や音声読上げ機能による障害者や高齢者の読書活動の推進、学校でのタブレット端末を用いた学習など多様な活用方法を想定している。

一方、電子書籍は紙の本より高額であり、電子化されている書籍が限られているなどの課題がある。今後、利用者のご意見を踏まえながらコンテンツを充実し、講習会等の開催により利用者の拡大に努めていく。

- (2) 学校での朝読書や調べ学習のためクラス全体で利用できる読み放題パックを約400点導入した。区内全小中学校の児童生徒にIDを付与するとともに、教員向けの説明会等を開催し、利用を促進していく。また、昨年実施した高校生へのアンケート結果を踏まえ、コンテンツ充実を図り、SNSを活用した情報発信を行い、高校生世代の利用拡大に取り組んでいく。

- (3) 布の絵本や触る絵本など、障害等に配慮した資料を展示する「りんごの棚」は、現在区内3館に設置しており、拡大に向けた取組を順次進めていく。

◆ 学校図書館の開放について

【質問】

- (1) 区内小学校における放課後の図書館開放実施状況については、各校で状況が様々であると承知している。

校内にある図書館開放は、児童にとって安心して過ごせる放課後の居場所づくりという点で大変有意義である。保護者にとっても、大人の目があり、児童も慣れ親しんだ環境のため安心して利用させることができる。副次的効果として、学童クラブやひろば事業利用者が落ち着いた環境で読書、宿題等をできる教育的効果とともに、仕事から帰宅後に子どもの宿題を見たりする保護者への子育て支援にもつながる。

この有意義な図書館の有効活用を全区的に実施するためには、学校図書館管理員の勤務時間拡大や学校応援団の方々などに運営を担っていただくことで実現できると考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 放課後の図書館開放は、現在、小学校41校で学校応援団の皆様により支えられ実施している。地域の実情に応じて、開放の有無、開放日などが学校により異なる。一律に開放事業の拡充をすることは困難な状況である。

また、学校図書館管理員は、教育活動内における児童生徒の読書活動推進のための支援を目的に配置しており、開放事業を担わせるのは難しいと考えている。ねりっこクラブ実施校では、教室の配置上、子どもの動線に課題がある場合などを除いて、学校と調整を行いながら、ひろばや学童クラブで図書館を利用している。

引き続き、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組むとともに、学校応援団など地域の皆様との協働による学校開放を通じて、放課後の安全・安心な居場所の拡充を図っていく。

◆ 子育て施策について1

【質問】

- (1) 区は昨年末に、「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の素案を公表した。区はこれまで、民間事業者の力を借りることで保育定員を増やし、令和3年度から4年連続で待機児童数ゼロを達成したことは、高く評価している。計画素案にも引き続き、待機児童ゼロを継続していくことが示されているが、その一方で、区においても少子化が進み、保育ニーズが多様化していくなか、新たな保育施設を整備し続けることは難しい。既存の私立保育所や保育施設等を積極的に活かしていくこと

で、保育定員の確保を図っていくことが必須と考える。区はこれらの状況を踏まえて、来年度予算では、区立保育所の定員の調整による柔軟な対応をしていくと発表しているが、その保育サービスの展開および地区や年齢で異なる保育需要に対してどのように対応していくのか、具体的な考えを伺う。

- (2) 既設の民間園の区内保育施設に占める割合は、地域型保育事業所や認証保育所を含めると、8割を超える。そのうち、開設後10年以上経過している施設が63施設。最も古い園は昭和24年開設で、令和7年4月時点で75年となる。このように、長い間地域で必要とされ、愛されてきたそれぞれの園は、老朽化が進み、維持管理のみならず設備の更新が必要となってくる時期にもなるが、各園の運営経費だけでは難しいという声も届いている。区の保育施策に貢献してきた私立保育所等の運営事業者が、気候変動や障害児枠、一時預かりも考慮した定員設定の見直し等の時流に合った保育ニーズに、適切に施設の整備改修工事に対応できたうえで、保育環境の質を維持、向上できるよう、区による積極的な支援が必要ではないかと考える。

こども家庭庁による国の制度等を活用し、様々なニーズを持つ保護者の希望に対応し、保育所、小規模保育施設等、様々な選択肢のなかで、安心して子育てのかたちが選択でき、「子どもたちの笑顔輝くまち」の実現に向け、あらゆる更新・改修に対応できるよう要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 日本全体で少子化が進む中、区の出生数も減少傾向が続いている。一方、共働き家庭の増加や、女性の就業率の上昇により、保育サービスを利用する児童が増加している。また、育児休業の取得増や休業期間の長期化が進み、0歳児の保育需要が減少し、特に1・2歳児の保育需要が増加している。一部の地域ではひっ迫した状況が生じていることから、来年度の入園募集に当たり、区立保育園3園の0歳児定員枠を活用し、1歳児1年保育を実施する。あわせて、今年度取得した立野町の区有地に、認可保育所を誘致する。引き続き、保育需要の動向に応じた対応策を検討していく。
- (2) 区はこれまで多様化する子育てニーズに応えるため、子育てのかたちを選択できる社会の実現を目指してきた。前川区長就任以来、待機児童ゼロ作戦を展開し、4年連続で待機児童ゼロを達成した。私立保育所を中心に整備を行い、今では私立保育所が区内の認可保育所の7割を超える147園となるなど、区の保育施策の多くを担っている。来年度新設する定員拡大に向けた私立保育所等への補助は、国の補助制度等を活用し、1・2歳児の定員増につながる保育環境の整備とあわせて、各施設の課題となっている設備の更新等にも利用できるものとしている。

引き続き、私立保育所等を運営する事業者の皆さんのご意見を伺いながら、今後

の支援のあり方について検討していく。

◆ 子育て施策について2

- (1) 令和8年度から全国の自治体で実施される「こども誰でも通園制度」は、保育施設に通っていない生後6か月から3歳未満の未就園児を対象にしており、親の就労に関係なく利用できることで、孤立した子育てや育児不安、虐待を防ぐ狙いがある。

国が示しているモデル事業では、利用時間が月10時間と短いことや、事業者側として人材確保や財政面などの課題や一時預かり事業との違いが指摘されている。この制度が多様な支援の一つとして拡充されることは子育ての選択肢が広がることに繋がる一方、利用者側、事業者側の双方にとって利用しやすく、運営しやすい事業となるようにしなくてはならないと考える。その方法として、利用者が利用しやすい預かり体制や事業者に対しては、国や都の補助金を活用し、区独自のスキームとして構築していくことも必要と考える。

区では、令和7年7月からこども誰でも通園制度を試行実施するとしているが、どのように保育所や幼稚園などと調整を進めていき、実施していくのか、区の所見を伺う。

- (2) 保育所整備について伺う。前川区長就任以来、待機児童数ゼロを区政の最重要課題の一つとして位置づけ、待機児童ゼロ作戦をはじめ、認可保育所の整備、区独自の練馬こども園の創設などに取り組み、全国トップクラスの9,200人以上の定員増を実現し、4年連続で待機児童数ゼロを達成した。

保育料無償化については、国が3～5歳と住民税非課税世帯の0～2歳を対象にしている。都は国の助成に上乗せする形で0～2歳の第二子以降について所得制限なしで全額無償化を行っているが、来年度には対象を第一子に拡充するとしており、実施されれば就学前の全ての子どもの保育料が無償化となる。

区は、今後の5年間の保育の需要と供給量を定める第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画を今年度末に策定するが、今後の無償化拡大やこども誰でも通園制度、育休取得の増など、施策の充実により子育て環境が変化しているなかで、どのように保育需要を見込んでいるのか伺う。

一方で少子化は進行し、練馬区の昨年の合計特殊出生率は0.99と過去最低となっており、全国的にも少子化の進行は危機的な状況にある。区の保育需要は引き続き横ばいが続くものと見込んでいるものの、区長就任後に区が誘致した保育園等の数は100園を超えている。待機児童対策が一定の成果を得た現在、これまでのような新設園の整備を行うことは、利用者の分散や利用者減による空き定員の増加により、

これまでの練馬の保育を支えてきた保育事業者の経営圧迫なども考えられる。

今後の保育需要とあわせ、新設園の整備についてどのように考えているのか、また、継続した保育が可能となるようにどのように取り組んでいくのか、所見を伺う。

【答弁】

- (1) 国は、昨年度からこども誰でも通園制度のモデル事業を実施するとともに、昨年6月に関係法令を改正し、令和8年度から給付制度として本格実施することとした。国のモデル事業は、利用時間の上限を「月10時間」としているが、慣れるのに時間がかかる子どもへの対応には不十分である。また、国が給付する補助単価が低額なことも課題となっている。

区では、都補助の活用も含め、利用しやすい制度となるよう検討し、本年7月から試行実施する。実施にあたっては、私立保育所の一時預かり事業の定員枠の転換や私立幼稚園の未就園児保育等を活用して受け入れる予定である。今月開催する事業者説明会等でのご意見を踏まえ、事業内容を決定していく。

- (2) 日本全体で少子化が進む中、区の出生数も減少傾向が続いている。一方、共働き家庭の増加や、女性の就業率の上昇により、保育サービスを利用する児童が増加している。

また、育児休業の取得増や休業期間の長期化が進み、0歳児の保育需要が減少し、特に1・2歳児の保育需要が増加している。一部の地域ではひっ迫した状況が生じていることから、来年度の入園募集に当たり、区立保育園3園の0歳児定員枠を活用し、1歳児1年保育を実施する。あわせて、今年度取得した立野町の区有地に、認可保育所を誘致する。

来年度新設する定員拡大に向けた私立保育所等への補助は、国の補助制度等を活用し、1・2歳児の定員増につながる保育環境の整備とあわせて、各施設の課題となっている設備の更新等にも利用できるものとしている。

引き続き、私立保育所等を運営する事業者の皆さんのご意見を伺いながら、今後の支援のあり方について検討していく。都が本年9月から実施を予定している第一子無償化など、今後の保育需要に与える影響について注視するとともに、地域事情等も踏まえながら、既存の保育施設の活用を基本に、柔軟な定員確保を進めていく。

◆ 子育て施策について3

【質問】

- (1) 国は、「こども誰でも通園制度」を令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から全国の自治

体で本格実施する。区でも、令和7年度当初予算案において、本年7月から事業を試行実施することとしている。

そこで、当該制度について、意義や効果のほか、区としてどのようなビジョンで考えているのか所見を伺う。

また、この事業を実施するに当たり、実施する園では新たに受け入れる子供が増えることから、人員配置を検討し、子どもを安全に受け入れる態勢を整えなければならないが、現状でも保育を担う人材の不足、確保が課題であり、更なる保育士への負担が懸念されている。当該事業の前提に保育人材確保の支援強化が必要と思うが、あわせて区の所見を伺う。

- (2) 子育て支援の一環として、町田市などの他自治体では、各家庭で不要となった子ども用品・ベビー用品を無料で回収し、必要な方に無料で配布するリユース事業を行っている。ベビーカーやチャイルドシートなどの子ども用品の多くは、不要になればごみとして廃棄されている一方、どの子育て世帯においても一度は必要とするものであり、新品で買いそろえると家計の負担は大きくなる。環境省のデータによると子ども用品が実際に自宅で退蔵されている割合は60%を占めており、それらが無駄にすることなく回収をして、配布会などを通じて必要な方に譲り渡すことができれば、子育て世帯や環境にも更に優しい支援ができるのではないかと。本区主催の当該リユース事業を提案するが、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 国は、昨年度からモデル事業を実施するとともに、昨年6月に関係法令を改正し、令和8年度から給付制度として本格実施することとした。本事業は、保護者の就労に関わらず、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としている。国のモデル事業は、利用時間の上限を「月10時間」としているが、慣れるのに時間がかかる子どもへの対応には不十分である。また、国が給付する補助単価が低額なことも課題となっている。

区では、都補助の活用も含め、利用しやすい制度となるよう検討し、本年7月から試行実施する。国は誰でも通園事業を実施するに当たり、既存事業の定員の範囲であれば兼任もできるとしている。区は、現状の職員体制で実施できるよう、私立保育所の一時預かり事業の定員枠の転換や私立幼稚園の未就園児保育の活用など、既存の枠組みで実施できるように検討している。今月開催する事業者説明会等でのご意見を踏まえ、事業内容を決定していく。

- (2) 多くの児童館や子育てのひろばでは、子どもの衣類交換会や掲示板を利用した物品の譲り合い事業を実施している。今後、実施施設を拡大するとともに、子育て応援アプリ等で周知し、リユースを促進していく。

◆ 子育て施策について4

【質問】

- (1) 学童での長期休暇中の昼食配食サービスが予算化されたことを高く評価するが、学童クラブ利用を希望したものの、選考で落ちてしまい、ひろば事業を代替手段として利用している共働きのご家庭も多い。

そのような家庭も同サービスの利用ニーズは強く、保護者にとってはひろば事業も実質的には学童クラブ同様の利用実態があることを鑑みると、ひろば事業利用者へのサービス提供も追求する必要があると考えるが、区の所見を伺う。

- (2) 学童では事業所によっては「勉強集中タイム」を設けているとのことである。区内での実施状況および、ひろばでの実施可能性について区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区は、注文・配送・決済まで一体となった配食サービスを活用して、令和7年度の夏休みから、保護者の希望に応じて学童クラブにお弁当が配達される仕組みを導入する。各施設への配達状況を確認し、事業者と調整を行って着実なサービス提供の確保に取り組む。ひろば事業利用者への拡大は、初年度の実施状況を見極めながら検討していく。
- (2) 学童クラブは、子ども達の生活の場であることから、名称はそれぞれに異なるが、自主的に学習ができるよう、全ての学童クラブで、時間と場所を設定している。ひろば事業は、校内で安全・安心な放課後の居場所を提供し、大人の見守りのもと、読書や学習、外遊びなど、子どもたちが自主性を発揮して過ごしている。学校によっては、場所の確保が難しい場合もあるが、図書館等で子ども達が希望する過ごし方ができるよう努めていく。

◆ 学童クラブについて1

【質問】

- (1) 学童クラブ、特に特別支援学級のあるねりっこ学童での障害児枠の増加や撤廃、通常利用との柔軟な調整、区として職員を加配する、放課後デイへの移動支援を使えるようにするなど、体制を強化すべきである。現在の課題とあわせて答えよ。

【答弁】

- (1) 学童クラブの障害児受入れ枠は、直近3か年で86人拡大した。また、今年度から福祉サービスとの併用に配慮し、療育や放課後等デイサービス利用によるお休みを出席扱いとする運用を開始した。学童クラブを希望する障害児は増加しており、引き続き、受入れ体制の強化に努めていく。

◆ 学童クラブについて 2

【質問】

- (1) コロナ禍の影響もあり、在宅で仕事をする親が増えた。一時期よりは微減傾向との調査報告もあるが、子育てとの両立や小一の壁対策のために尽力する方は少ない。フリーランス人口も増え、労働人口の約1/4に上るとされている。在宅での仕事とは言っても、出社して仕事する内容と変わりはないため、保育園の申請時には、就労先の居宅内外で優劣をつけないように指針が変更されているが、学童クラブの登録条件には優劣が残されている。

子育てと仕事の両立が可能となるよう、保育園の条件と同様、学童クラブの登録条件も優劣の撤廃を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、テレワークの普及や保護者ニーズの多様化など、社会情勢の変化に応じて、学童クラブ入会基準の見直しを行っている。保護者の就労場所の居宅内と居宅外による指数については、令和6年度に2点差から1点差へと見直したところである。

学童クラブの対象となる小学生は、学校から自宅まで、保護者の送迎を伴わず帰ることとなる。帰宅した際、仕事中とはいえ保護者が在宅しているお子さんと、保護者が不在であるお子さんとは、後者の優先度が高いと判断しており、現状の1点差は妥当と考えている。

引き続き、入会基準については、社会情勢等に応じて見直しを行っていく。

◆ 社会的養護経験者への支援について

【質問】

- (1) 児相から児童養護施設へ措置される子どもたちや、里親の元で養育される子どもたちの自立に向けた支援が十分でないとする課題は従前から申し上げてきた。私は昨年末に養育里親の認定を受け、すでに子どもの受け入れもしている。私たち里親は都児相のフォスティング機関と主に連携しているが、子どもたちの自立について話すと悩みの種は尽きない。そのようななか、区は、令和7年度予算のなかで、自立に向けた支援として生活支度金、家賃・光熱費補助などを打ち出されたことを高く評価している。施策として確立するまでに関係施設からのヒアリングを行ったと思うが、現場でどのような課題があり、支援策として作り上げたのか、そのプロセスを伺う。また、自立には就労支援も重要である。今後、社会的養護経験者に対する就労支援をどのように行うのか、あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 児童養護施設や里親のもとで生活している子どもは、基本的に18歳で措置が解除され、自立することが求められる。区内の児童養護施設等へのヒアリングを通じて、自立後も、家庭による支援が見込みづらいため、社会的に孤立し、住まいや食事など生活の根幹的な部分で不安定さを抱えることが多い状況にあるとわかった。

こういった声を踏まえ、区では、令和7年度から社会的養護経験者の不安を解消し、自立を支援するため、都内で初めて、都児相連携型の社会的養護自立支援事業「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」を開始することとした。

生活支度金の支給や家賃・光熱水費補助等による生活の支援、定期的に若者が交流できる場を提供するとともに、就職に関する相談を受け、実践的な就活を学べる講座など伴走型の支援を考えている。

今後、社会的養護経験者が、生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓けるよう取り組んでいく。

令和7年3月21日
教育委員会事務局

令和7年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

1 令和7年度教育関係予算

(1) 教育費

ア 日付 令和7年2月28日(金)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

学校における働き方改革	1 学校生活支援員について (1) 人数増の要因および配置状況について 2 部活動地域移行について (1) 部活動の地域移行および顧問へのサポートの促進について (2) 部活動の位置づけについて (3) 完全地域移行の神戸方式の取組について (4) クラブチーム化における費用負担や活動場所等の課題について (5) S S Cによる地域移行の試行における保護者の費用負担について (6) 顧問不在時における外部指導員の権限枠拡大について (7) 地域と学校の協働による部活動の維持について (8) 今後の部活動の存続について
I C T環境の整備の推進	3 児童生徒用タブレットの更新について (1) タブレットパソコン本体とL T E Dongleの故障状況および修理費用の扱いについて (2) 共同調達の実施状況について (3) 新機種における重量およびL T E Dongleの検討状況について (4) 教科書の学校保管およびルールの一貫化について (5) 指導者用デジタル教科書の導入状況および運用支援の強化について (6) 家庭における情報リテラシー教育について (7) 2 3 区における機器の導入状況について (8) 機器選定および国の補助要件について (9) リースアウト後の廃棄およびリユース方法について (10) W i - F i の設備環境整備について (11) 各学校における I C T 支援について
学校給食	4 給食費無償化について (1) 小中学生一人あたりの無償化に要する年間給付額について (2) 食材料費高騰に対する財源および今後の見通しについて (3) 不登校等の欠席している児童生徒への対応状況について 5 調理作業の安全確保について (1) 調理時間および清掃状況について (2) 調理機器による巻き込み事故の危険性および安全調査の実施について (3) 更なる安全対策について

学校施設・整備

6 学校適正配置について

- (1) 豊浜中学校における統廃合計画の設定について
- (2) 統廃合計画と学校運営協議会との関係について
- (3) 小規模校の課題に対する具体的な対策およびその効果について
- (4) 学校選択制度の活用理由および意義について
- (5) 統廃合後の学校跡施設の活用について
- (6) 地域説明会について
- (7) 将来推計における過大規模校数および学校名について
- (8) 自転車通学の検討状況について
- (9) 通学路変更に伴う安全性の確保について
- (10) 児童生徒の交流活動の実施について
- (11) 過小規模化進行に伴う課題について
- (12) 学区域外から豊浜中学校を選択した生徒数について
- (13) 小規模校のメリットを引き出す取組について
- (14) 通学距離の基準および変更に伴う児童生徒への負担について
- (15) 適正配置検討委員会の構成員について
- (16) 会議および会議録の公開について
- (17) 統合の方法について
- (18) 過小規模校の判断基準について
- (19) 過小規模校に対する支援の在り方について

7 学校の改築等について

- (1) 大泉第二中学校校舎からの移動時間および安全性の確保について
- (2) 児童生徒へのアンケート実施方法について
- (3) 上石神井小中学校同時改築のメリットおよびデメリットについて
- (4) 上石神井小中学校設計の進捗状況および地域との連携・周知方法について
- (5) 工事費高騰への対応および入札不調への対策について
- (6) コンストラクション・マネジメントの導入検討について
- (7) 体育館空調未設置の学校数および学校名について
- (8) 普通教室の空調機更新スケジュールおよび断熱改修への取組について
- (9) 中学校武道場への空調機設置スケジュールについて
- (10) 今後のプールの在り方および中村小学校の改築予定について
- (11) 良好な教育環境の提供に向けた整備について
- (12) 大泉第二中学校の教育環境について

教育内容等

8 不登校支援について

- (1) メタバース試行実施における児童生徒の感想および課題について
- (2) 今後のメタバースの実施について
- (3) 不登校児童生徒数の割合および推移について
- (4) 不登校対策の方針の柱および事業内容について
- (5) メタバース導入の目的および試行実施の現状について
- (6) 令和5年度における校内別室の利用人数について
- (7) 不登校児童生徒支援パンフレットの作成および配布方法について
- (8) 不登校支援事業の各需要への充足状況について
- (9) 不登校児童生徒と各事業のマッチング方法について
- (10) 適応指導教室の人員体制および学校との連携について
- (11) 不登校児童生徒の保護者の負担について
- (12) メタバースの機能について

その他

- (13) メタバース利用者の交流について
- (14) 適応指導教室の学習障害の子どもへの対応について

9 特別支援学級について

- (1) こども発達支援センターとの連携強化および専管課の設置検討について
- (2) 来年度以降における自閉症・情緒固定学級の新設に向けた検討について
- (3) 就学相談の迅速化について

10 教育相談について

- (1) スクールカウンセラーの属性および勤務体制について
- (2) スクールカウンセラーによる教育相談のフィードバックについて
- (3) 教育相談室の事業について

11 学用品の公費負担の拡大について

- (1) 社会科見学のバスを公費負担化する理由について
- (2) 修学旅行および移動教室の保護者負担について
- (3) 今後の区の方針について
- (4) 学校間における対応の共通化について
- (5) 標準服の取扱いについて
- (6) 義務教育にかかる費用負担の無償化について
- (7) 義務教育終了後の進路について

12 区立小学校新一年生入学祝品について

- (1) 配備する防災ヘルメットの種類および費用について
- (2) 配備内容および課題の検証方法について
- (3) 検証スケジュールおよび検証後の使用方法について
- (4) 突発的な災害に備えたスケジュールの前倒し化について
- (5) 児童の防災意識の向上について

13 貫井図書館の休館時対応について

- (1) 休館時期および予算について
- (2) 臨時窓口の設置時期および設置場所について
- (3) 休館中の図書館業務の実施方法について
- (4) 閲覧コーナーおよび自習場所の実施予定について
- (5) リニューアル後の図書館の取組について

14 図書館の利用状況等について

- (1) 他自治体と比較した区立図書館の蔵書数および稼働率について
- (2) 資料収集充実のための書庫の増設について
- (3) 図書資料の除籍等の判定基準について
- (4) 空白地域への図書館受け取り窓口および受け取りロッカーの増設について
- (5) 図書館情報システムの更新に対する区民の反応について
- (6) 男女共同参画センターえーるとの共同について

15 学校安全安心事業について

- (1) 令和5・6年度における区立学校への民間警備員派遣実績について
- (2) 令和5年度における不審者対応訓練等の実施回数について
- (3) 新たに開発された「さすまた」の導入について

- (4) 令和6年度における通学路の安全点検の実績について
- (5) 今後の通学路における防犯カメラの更新計画について

16 子どもの朝の居場所について

- (1) 登校時間前の子どもの現状および学校の対応について
- (2) 今後の対応方法の検討について

17 小中一貫教育校について

- (1) 大泉桜学園における生活指導について
- (2) 小中一貫教育校の課題および今後の取組について
- (3) 小中一貫教育校における適正規模について

18 日本語指導について

- (1) 外国籍児童生徒への支援の在り方について

(2) こども家庭費

ア 日付 令和7年3月3日(月)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

子育て支援	1 児童扶養手当について (1) 子どもに障害がある場合の手当額について (2) 支給日数について (3) 支給回数について (4) 来庁した区民に対する対応体制について (5) 養育費の所得への合算について 2 ねりまママパパてらすについて (1) 実施に至った経緯について (2) ニーズおよび具体的な支援方法について (3) 交流イベントについて (4) 事業に対する想いについて (5) 既存事業との違いおよび目的について (6) 自主講座への補助対象経費および参加費について (7) 講師となる人材の確保、募集方法および参加者への周知について (8) SNSを活用した内容発信および周知について (9) 保護者からの具体的な意見および開催における課題について (10) 自主講座・講師依頼における品質の担保について (11) 実施日について (12) ママパパに対象を限定した理由および事業実施の効果について (13) 子どもの対象年齢および講座の内容について (14) スキルおよびママパパ以外の方への支援について 3 子どもの体験格差について (1) 子どもの経験が非認知能力に与える影響および体験格差への課題認識について (2) 具体的な取り組み状況および担い手について (3) 体験機会の充実および体験格差の解消への取組について 4 ヤングケアラー支援事業経費について (1) ヤングケアラー・コーディネーターの取組および課題について (2) 児童へのアウトリーチにおける工夫および学校等との情報連携について (3) ヤングケアラー・コーディネーターと若者ケアラーコーディネーターの違いおよび創設に至った経緯について (4) 若者ケアラーへのアウトリーチにおける方策について (5) 若者ケアラーの年齢上限について (6) 子どもへの周知啓発および保護者の意識を変える取組について 5 ショートステイ事業の利用について (1) 仕事、出張による利用が低いことについて 6 ファミリーサポート事業の援助会員について (1) 里親が援助会員として経験を重ねることについて
-------	--

保育

7 ベビーシッター利用支援事業の実績等について

- (1) 事業概要、開始後の交付件数および実人数等の実績について
- (2) 実施の経緯および財源について
- (3) 2.3億円の積算根拠について
- (4) マイナンバーを使用した手続方法および実績について
- (5) 利用者の声について

8 民設子育てのひろばについて

- (1) 募集にかかる地域の選定について
- (2) 特定事業取組加算について

9 自衛隊練馬駐屯地官舎内の事業所内保育所について

- (1) 保育施設設置にかかる自衛隊からの相談について
- (2) 事業所内保育所を設置した際の区のメリットについて
- (3) 光が丘地域の保育需給および申込状況について
- (4) 今後の見通しについて

10 保育需要への対応について

- (1) 来年度の申込傾向および低年齢児について
- (2) 練馬こども園、認証認可外施設各園の利用状況および保護者への周知について
- (3) 認可保育園以外の更なる周知への取組について
- (4) 施設設備整備補助金の内容について
- (5) 定員拡大が見込めない施設に対する補助制度について

11 保育ママについて

- (1) 保育ママの人数および預かっている児童数について
- (2) 定年および定年延長について

12 こども誰でも通園事業について

- (1) 制度の目的および意義について
- (2) 既存事業とこども誰でも通園制度の目的の違いについて
- (3) 0歳～2歳の子ども全体に対する保育所を利用していない割合について
- (4) 国のモデル事業に対する対応および事業者説明会について
- (5) 7月試行実施開始に係る規模感について
- (6) 利用者負担および子育てスタート応援券の利用について
- (7) 子育てスタート応援券の対象について
- (8) 区のねらいおよび導入スケジュールについて
- (9) 実施する園の決定方法について
- (10) 登録方法、面談、予約方法、利用時間および利用料金等について
- (11) 多胎児の優先枠について
- (12) 先行自治体の課題について
- (13) 先行自治体の課題に対する区の支援体制について
- (14) 試行実施後の本格実施の進め方について
- (15) 本格実施の時期について
- (16) 事業の拡充について
- (17) 1歳児の保育士配置基準について

13 保育所のトイレについて

- (1) 便器の大きさの割合について

14 外国人利用者への対応について

- (1) 在園する外国人家庭への対応および新たに必要となる対策について
- (2) 翻訳機の各事業所への配置について
- (3) 翻訳機の利用方法について

15 保育園での性暴力対策について

- (1) 初期対応の周知について
- (2) 区の実施する研修および受講者を増やす工夫について
- (3) 被害者へのケアに対する情報提供について

16 病児保育に関する都の補助事業について

- (1) 都が新設した病児保育推進事業の区の活用および病児保育増設について

17 早宮小ねりっこクラブについて

- (1) 施設の用途、整備場所について
- (2) 整備時期について
- (3) 想定整備スケジュールおよび定員規模について
- (4) 既存学童クラブ棟の整備完了後の活用について
- (5) 早宮さくら学童クラブについて
- (6) 早宮小学童クラブ棟における校庭の工事中仮囲いの割合および開設後の施設の割合について

18 都型認証学童クラブへの対応について

- (1) 都専門委員会が示した児童一人あたりの面積基準について
- (2) 認証学童クラブへの対応について
- (3) 学童待機児童数およびねりっこプラス登録数について
- (4) 区の面積基準の引き上げについて
- (5) 都専門委員会が示した支援単位の人件基準への対応について
- (6) 省令に定める児童数の算出方法および保育の質の向上について
- (7) 都専門委員会が示した児童一人あたりの面積の数値の根拠について
- (8) 施設基準改善に向けた取組について

19 学童クラブ等について

- (1) 学童クラブの申請状況について
- (2) ねりっこ学童クラブにおける午前8時以前の受け入れについて
- (3) 学童クラブ昼食提供実施にかかる対応事業者について
- (4) ねりっこプラスでの昼食提供およびおやつ提供について
- (5) ねりっこクラブ・学童クラブの入会申請におけるオンライン申請の利用率について
- (6) ひろば事業の利用登録および保険料の支払いのオンライン化について
- (7) 学童クラブの高学年受け入れおよび利用案内の見直しについて
- (8) ねりっこクラブの質の向上について
- (9) 中学校内の併設する児童館における中学生の利用および企画運営への参加について
- (10) 児童館におけるデジタル機材等の環境整備について
- (11) 学童クラブの入会基準となる就労場所について

	(12) 東大泉児童館の外遊び場の利用状況および活用について (13) 児童館における施設整備の充実について (14) 児童館の業務のあり方および直営館の独自の役割、機能について 20 障害児受け入れについて (1) 学童クラブにおける障害児受け入れの現状および傾向について (2) 特別支援学校における放課後の居場所に対する都への要望について (3) 学校教育および放課後の居場所について (4) 特別支援学校における放課後の居場所への都の現状および動きについて 21 ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトについて (1) 発想に至った経緯および制度の検討経過について (2) 支援範囲について (3) 都の社会的養護経験者への支援について (4) 都区連携に係る都と区の役割分担および財源について (5) 支援対象の人数について (6) 若者の注意を惹く取り組みについて (7) 社会的養護経験者以外の若者への支援の充実について (8) 事業の内容および都児相連携型のメリットについて (9) 対象者および周知方法について (10) 都や各施設の社会的養護経験者への支援および本事業による支援強化について (11) 相談体制の構築について (12) 一時的に家具付きアパートを提供する支援の一時的の期間について (13) 居場所の支援「つながる」の想定場所について (14) 社会的養護の内容および施策のねらいについて (15) 実施における苦労および工夫について (16) 具体策および特色について (17) 職員の育成および支援後の更なる支援について (18) 事業の支援対象者および制度設計について (19) 給付の「退所後5年間」について (20) 給付開始時期の見直しについて (21) 退所後の進路、一人暮らしの割合および区外施設退所者の把握について (22) 給付が必要な経費に活用されるための取組について (23) 児童養護施設の職員の処遇等について (24) 相談窓口、対象者の把握および周知について (25) 社会的養護経験者への支援について (26) 家具付きアパートの契約主体について (27) 就労支援および継続した支援について 22 若者自立支援事業（ねりま若者サポートステーション）について (1) 事業概要について (2) 就労体験について (3) 春日町青少年館改築に伴うサポートステーションの機能充実について
その他	23 青少年育成地区委員会について (1) 令和7年度予算における活動委託料について (2) 青少年委員会の経費増額について

(3) 全款補充質疑

ア 日付 令和7年3月6日(木)・3月7日(金)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

教育内容等	1 働き方改革について (1) 区立学校の働き方改革の現状について (2) 総合型地域スポーツクラブにおける休日部活動の地域移行について (3) 部活動指導員にかかる今後の採用方法について (4) 部活動の地域移行および部活動指導員配置における学校との連携について (5) 部活動地域移行における方向性について (6) 部活動地域移行における子どもや保護者等からの意見について 2 プログラミング教育について (1) 実施状況および具体的な事例について (2) 民間事業者と連携したプログラミング教育の実施について 3 いじめ防止事業経費について (1) いじめの現状およびいじめ防止の啓発について (2) ピンクシャツデーの実施について 4 学校の改築等について (1) 中村西小学校における関係者との打合せおよび意見について (2) 中村西小学校における意見の基本設計への反映について (3) 校庭利用団体への他の改築校での対応およびサポート体制について (4) 中村西小学校における近隣の区立美術館工事と重なる期間および地域住民への配慮と安全対策について (5) 学校改築に関する特定財源について (6) コンストラクション・マネジメント (CM) 業務委託料について (7) 具体的な措置およびコスト削減について (8) 上石神井北小学校のCM導入における品質の確保について (9) CMを活用したことによるランニングコストへの影響・効果について (10) 全区立小学校の夏季における普通教室の室温調査および30℃を超えた教室数について (11) 断熱改修の考え方および実施時期について (12) 30℃を超えた教室数の多い学校に対する暑さ対策の優先対応について (13) 中学校における室温調査について (14) 大泉第二中学校の取組方針素案における教育環境の充実について (15) まちづくりと並行した大泉第二中学校における改築の早期着手について (16) 大泉第二小学校改築期間中の区民農園用地の有効活用について (17) 今後の改築におけるプールの在り方について
-------	--

	5 日本語指導について (1) 外国籍児童生徒への対応および指針について (2) 中学校卒業後に帰国する傾向について (3) 外国籍児童生徒の拠点作りおよび教科書や教材の多言語化について (4) 区立小中学校における光が丘地域の外国籍児童生徒の割合および外国籍児童生徒数が一番多い学校の人数・割合について 6 特別支援教育について (1) 特別支援学級における生活習慣および社会的ルールの学習する機会について (2) 障害児の将来を見据えた生活習慣および社会的ルールを学ぶ環境について (3) 東京都および特別支援学校との連携について 7 学校適正配置について (1) 豊浜中学校の学校風土および学校とのつながりにおける区の見解および学校統廃合による学校風土への影響について (2) 適性検討委員会の委員構成および会議録の公表について (3) 計画素案の策定について 8 武道技術指導支援について (1) 授業で扱う武道種目の割合および武道場がない中学校の授業形態について (2) 授業および部活動の講師派遣の現状および柔道に講師派遣をしていない理由について (3) 授業におけるケガ等の事故発生状況について (4) 武道の部活動数の減少について (5) 外部指導者の活用および区主催の武道教室開催等における武道の普及振興について (6) 中学校の海外派遣におけるオンライン活用について (7) 海外派遣を経験したOB・OGの積極的な活用について 9 英語学習について (1) 教科横断的な英語学習の実施状況について 10 校則について (1) 区によるガイドラインの作成について (2) 学習障害のある児童生徒への支援について 11 ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトについて (1) 当事者中心とするための子どもアドボカシーの制度導入に関する区の見解について (2) 都内初の取組内容について 12 地区祭について (1) 地区祭を所管する課の統合整理について
若者支援	
その他	

2 令和6年度教育関係予算 補正予算質疑（令和6年度補正予算（補正第3号））

（1）日付 令和7年3月5日（水）

（2）場所 全員協議会室

（3）質問要旨

教育内容等	1 特別支援教育について (1) 医療的ケア児支援委託料の増額補正の理由について (2) 自閉症・情緒固定学級の設置に向けた課題への取組について (3) 自閉症・情緒固定学級の早期設置について 2 就学援助について (1) 減額補正の理由について (2) 認定基準について (3) 令和5年度における就学援助対象者の割合について (4) 支給金額について 3 石神井小学校増築について (1) 減額補正の理由について (2) 保護者説明会について (3) マンション販売開始後からこれまでの対応について (4) 普通教室確保に伴う少人数教室の転用について (5) 地域の状況変化を踏まえた今後の児童生徒数の推計について 4 P C B調査委託について (1) P C Bの素材について (2) 今回の調査に至った経緯および進捗状況について (3) L E D照明用安定器の調査について 5 学校給食について (1) 契約満了前に辞退した給食調理委託業者数および栄養士の種別について (2) 共通献立の導入について (3) 給食費の公会計化について (4) 区による食材の一括購入について (5) 給食費無償化事業経費の減額補正の理由について (6) 給食費無償化対象校の範囲について (7) 区における学用品公費負担化の範囲について (8) 食農教育推進会議の進捗状況および今後の取組について 6 不登校支援について (1) 特別支援学級における不登校児童生徒数および出現率について (2) 特別支援学級の不登校対応について
子育て支援	7 トワイライトステイ事業について (1) 減額補正の理由および稼働率について (2) 事業の安定性について (3) 利用申請および利用料支払いのオンライン化について (4) 利用申込み締切日の見直しについて (5) ファミリーサポート事業のオンライン化について

保育	8 公定価格について (1) 保育士等への公定価格増額分の支給について (2) 来年度以降の公定価格の取扱いについて (3) 区立委託園の委託費に対する人件費割合の設定の有無について (4) 公定価格増額に伴う私立園保育士の賃金改善について (5) 3～5歳児クラスの配置基準変更に伴う区立・私立園の状況について (6) 民営化した園の保育士の配置基準および待遇の確保について 9 病児・病後児保育について (1) 委託料未使用分の取扱いについて (2) 空き状況を通知する仕組み作りについて
放課後児童対策	10 学校応援団および学校開放について (1) ねりっこクラブと学校応援団の役割分担および団体開放の担い手について (2) 学校運営協議会制度の仕組みを活用した地域協働の在り方について

令和 7 年 3 月 21 日
教育振興部学校施設課

令和 9 年度以降の学校改築・長寿命化について

「練馬区学校施設管理実施計画〔中間見直し〕」に基づき、令和 9 年度以降の学校改築・長寿命化実施校を公表する。

着手年	改 築 校	長寿命化実施校
令和 9 年度	豊玉第二小学校	大泉小学校
	中村小学校	
令和 10 年度 以降実施 予定校	関町小学校 旭町小学校 練馬第二小学校 大泉南小学校 貫井中学校 田柄小学校 大泉中学校 石神井東小学校 北町小学校 豊溪中学校	豊玉東小学校 大泉第一小学校 開進第二中学校 石神井中学校

- ※ 他の計画の進捗により、内容に変更が生じる場合がある。
- ※ 改築校・長寿命化実施校の決定に当たり、つぎの事項を考慮した。
- ① 長寿命化適否調査の結果
 - ② 2 階以上の体育館の有無
 - ③ バリアフリー設備の設置の可否
 - ④ 近隣校の改築時期

令和 7 年 3 月 21 日
教育振興部教育指導課

人権を基盤とした教育・研修等プログラムの実施について

練馬区教育委員会では、令和 3 年度から 5 年度にかけて毎年連続して、教職員による児童生徒への性暴力が発生したことを重く受け止め、令和 5 年 12 月に「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置し、令和 6 年 10 月 3 日に提言を受けた。提言の内容を踏まえて、練馬区教育委員会がこれまで行ってきた「未然防止」「早期発見」「初期対応」等の施策をより実効性の高いものとするため、令和 6 年 11 月に「人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会」を設置し、このたび本プログラムを作成した。

については、令和 7 年度から各学校園において、下記のとおり本プログラムを実施する。

記

1 人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成の経緯

(1) 「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」の設置【令和 5 年 12 月】

ア 委員の構成

学識経験者（委員長）	後藤 弘子（千葉大学理事・副学長）
医師	吉野 一枝（よしの女性診療所院長）
弁護士	中村 仁志（土屋総合法律事務所）
心理に識見を有する者	齋藤 梓（上智大学総合人間科学部心理学科准教授）

イ 委員会の開催期間

令和 5 年 12 月 20 日から令和 6 年 8 月 28 日まで（全 7 回）

ウ 提言の受領

令和 6 年 10 月 3 日に、教育長が委員長から受領した。

(2) 「人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会」の設置

【令和 6 年 11 月】

ア 委員の構成

外部委員（特別対策委員）	齋藤 梓（上智大学総合人間科学部心理学科准教授）
幼稚園長および副園長	各 1 名
小学校長および副校長	各 3 名
中学校長および副校長	各 1 名
教員	11 名（体育・特別活動・人権教育等に識見を有する者）

イ 委員会の開催期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 10 日まで（分科会を含む全 5 回
および検証授業）

ウ プログラム作成の進め方

幼稚園・小学校（低・中・高学年）・中学校の5つの分科会に分かれ、文部科学省作成の「生命（いのち）の安全教育」を基に、提言の内容を踏まえた学習指導案を、外部委員（特別対策委員）監修の下、作成した。

2 人権を基盤とした教育プログラムの実施【幼児児童生徒対象】

(1) 目標

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

(2) 対象

区立幼稚園、小学校、中学校の全幼児児童生徒

(3) 実施時期

令和7年度から開始する。原則、練馬区性暴力等防止強化月間に当たる5、6月に実施する。

(4) 実施方法

「人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会」が作成した学習指導案に則って、全学年において各学級担任等が1単位時間の授業を行う。ただし幼稚園においては、発達段階を考慮して、日々の姿を捉えて個別に指導したり、プール時期を捉えて一斉に指導したりするなど柔軟に取り組む。

(5) 実施内容

ア 各学年における主な指導内容の一覧

指導対象		幼稚園	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
指導内容	自分の体については、性差、年齢、経済的立場、力の相違などによる関係性に関わらず、平等であること					
	自他の心と体を大切にする気持ちを醸成すること					
	プライベートゾーンに関する知識を理解すること					
	性暴力を受けた（受けそうになった）時の対応方法を理解すること					
	人との適切な距離感について理解すること					
	性暴力について理解すること					
	性差に基づく暴力があることについて理解すること					
	「妊娠の経過」「避妊法」「人工妊娠中絶」等の内容について理解すること					
	性的行動に関する意思決定について理解すること					

イ 外部講師の活用

- ・ 小学校 5 年生および中学校 1 年生に対しては、授業の中で「性暴力について理解すること」「性差に基づく暴力があることについて理解すること」の内容を、外部講師を活用して指導する。
- ・ 中学校 2 年生に対しては、「いのちの授業」として、「妊娠の経過」「避妊法」「人工妊娠中絶」等の内容を、保護者の理解・了解を得た上で、外部講師を活用して指導する。

(6) その他

教育プログラムの実施に当たっては、幼児児童生徒の実態に応じて、方法や内容を柔軟に取り扱うこととする。

3 人権を基盤とした研修プログラムの実施【教職員対象】

(1) 目標

ア 幼児児童生徒が、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける上での、前提となる認識や指導方法等について理解する。

イ 幼児児童生徒一人一人は尊い存在であり、各自の人権を尊重して教育活動を行うための教職員の意識向上を図り、教職員による幼児児童生徒への性暴力が発生しないための風土を醸成する。

(2) 対象

区立幼稚園、小学校、中学校の幼児児童生徒に関わる全教職員

(3) 実施時期

令和 7 年 4 月から、職層や教職年数に応じた研修を順次行う。

(4) 実施方法

職層や教職年数に応じて、心理士および指導主事等を講師として、研修を行う。

ア 主な内容

- ・ 性暴力の未然防止
- ・ 性暴力の早期発見とケア
- ・ 幼児児童生徒に行う授業の趣旨の理解

イ 研修の種類

- ・ 校園長対象（4 月実施予定）
- ・ 副校園長対象（5 月実施予定）
- ・ 全教職員対象（4 月実施予定）（オンデマンド型）
- ・ 教務主任対象（6 月実施予定）
- ・ 生活指導主任対象（5 月実施予定）
- ・ 人権担当教員対象（6，9 月実施予定）
- ・ 初任者対象（5 月実施予定）

4 プログラム実施後の取組

(1) プログラムの検証

ア 報告書の提出

各学校園は、教育プログラム実施後、実施日、取組の様子および課題等に関する報告書を教育委員会に提出する。

イ アンケートの実施

各学校園は、教育プログラムを受講した幼児児童生徒にアンケートを実施する。また教育委員会は、研修プログラムを受講した教職員にアンケートを実施する。

(2) 「練馬区児童生徒への性暴力等防止対策評価委員会」の設置

【令和7年12月予定】

ア 委員会の目的

教育委員会および各学校園において実施した取組を検証し、成果および課題を明らかにするとともに、対策の改善案を教育委員会に提案する。

イ 委員の構成

学識経験者、医師、弁護士、心理に識見を有する者、幼稚園長、小学校長、中学校長、その他委員会が必要と認める者

早宮小学校学童クラブ棟の整備について

学童クラブの待機児童解消に向け、以下のとおり、早宮小学校校庭にねりっこ学童クラブ棟を整備する。

1 施設概要

- (1) 所在地 練馬区早宮四丁目 10 番 17 号
※案内図・配置図は裏面のとおり
- (2) 敷地面積 805.45 m² (設計により確定)
- (3) 延床面積 600.87 m² (")
- (4) 構造 軽量鉄骨造 2 階建て
- (5) 定員 135 名 (予定)

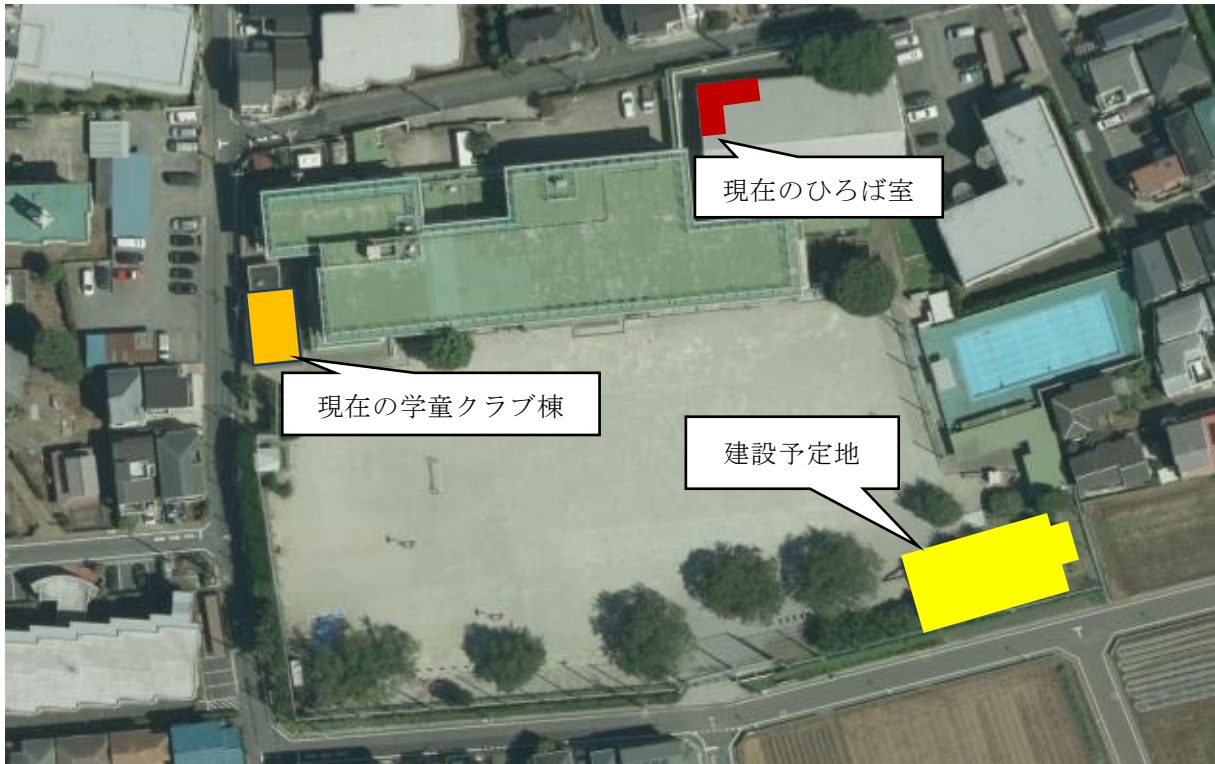
2 スケジュール (予定)

- (1) 設計・工事 令和 7 年 6 月 ～ 令和 9 年 2 月
- (2) 開設 令和 9 年 4 月

【案内図】



【配置図】



令和 7 年 3 月 21 日
こども家庭部子ども家庭支援センター

こども・若者自立支援事業の実施・充実について

1 ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの実施

児童養護施設や里親のもとで育った若者（以下、「社会的養護経験者」という。）の不安を解消し、自立を支援するため、都内で初めて、都児相連携型の社会的養護自立支援事業「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」を令和 7 年度から実施する。

（１） 支援対象

児童養護施設や里親等の社会的養護経験者でおおむね 30 歳未満の若者

（２） 事業内容

① 生活の支援「ささえる」

ア 経済的支援（４月開始予定）

児童養護施設・里親家庭等を退所してから 5 年以内の区内在住者を対象に以下の支援を行う。

（ア）生活支度金 1 回限り上限 200,000 円

（イ）家賃等補助 月額上限 36,000 円

（ウ）光熱水費等補助 月額 10,000 円

イ 一時居所支援（７月開始予定）

おおむね 29 歳までの社会的養護経験者が、やむを得ない事情で困窮した場合等に、6 か月を限度として、区が区内の家具付きアパート等を提供し、生活の立て直し等を支援する。

② 居場所の支援「つながる」

社会的養護経験者が孤立しないよう、以下の事業を実施する。

ア 居場所づくり（７月開始予定）

定期的に社会的養護経験者などが交流できる場を提供するとともに、住まいや就職に関する相談を受ける。また、希望者には食料を配布する。

イ LINE 相談（７月開始予定）

一人暮らしを始めるにあたっての必要な手続き等、生活するうえで、困った際、気軽に相談できるよう、LINE 相談を実施する。

ウ 法律相談（４月開始予定）

賃金未払いなどのトラブルに遭遇した際、本人負担なく弁護士に相談できるよう、法律相談を実施する。

③ 周知・啓発事業「つたえる」

社会的養護経験者の現状や支援の必要性について理解を広めるため、里親や里子を支援する団体と協働し、区民等を対象とした講演会（年1回予定）を開催する。

2 若者ケアラーへの支援の充実

区は、令和6年度に、子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを配置し、個々の状況に応じた支援につなげてきた。

令和7年4月からは、練馬区社会福祉協議会のボランティア・地域福祉推進センターに18歳以上のヤングケアラーのサポートを行う「若者ケアラー・コーディネーター」を配置し、若者ケアラーへの支援体制を充実する。

（1）支援対象

18歳以上でおおむね30歳未満の若者ケアラー
ただし、状況に応じて40歳未満も支援対象とする。

（2）コーディネーターの役割

① 「つながる」

関係機関との連絡・調整、地域のネットワークづくり

② 「つなげる」

区内の高等学校・大学等へのアウトリーチによる発見の強化

③ 「支援する」

進学や就職など青年期特有の課題への対応の強化

令和 7 年 3 月 21 日
こども家庭部
在宅育児支援担当課

子育て支援サービスの充実について

子育て家庭の幅広いニーズに対応するとともに、育児の孤立化を防ぎ、児童虐待の予防を推進するため、令和 7 年度から以下のとおり、子育て支援サービスの充実を図る。

1 育児支援ヘルパー事業の充実

産前産後の体調不良などで家事援助が必要な家庭にヘルパーを派遣する「育児支援ヘルパー事業」を実施している。このたび、利用上限時間等を拡大することにより、子育て家庭への支援を充実する。

	現行	令和 7 年 4 月以降
利用上限時間 (妊娠期から 2 歳になる月の末日までの利用上限時間)	一般 <u>36 時間</u> 要配慮 (※) 104 時間 多胎妊産婦 <u>104 時間</u>	一般 <u>96 時間</u> 要配慮 (※) 104 時間 多胎妊産婦 <u>120 時間</u>
利用可能日時	月～土曜日 9 時～ <u>17 時</u> (年末年始、祝日を除く)	月～土曜日 9 時～ <u>18 時</u> (年末年始、祝日を除く)

※要配慮…低体重児を出産された方、10 代で出産された方、切迫早産・切迫流産の診断を受けた方

2 子育てスタート応援券交付事業の充実

出産直後の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めていただくことを目的に、育児支援ヘルパー事業や子育て支援講座等 8 つの事業に利用できる「子育てスタート応援券」を交付している。

このうち、子育て支援講座において、ヨガやベビースイミング等を実施する民間事業者を公募により選定し、より利用しやすい環境を整える。

子育て支援講座	現行	令和 7 年 4 月以降
民間事業者が実施	<u>1 事業者</u> (5 か所)	<u>7 事業者</u> (18 か所)
助産所が実施	5 事業者 (6 か所)	5 事業者 (6 か所)

3 子どもトワイライトステイ（夜間一時保育）事業の利用申請電子化

保護者の出張や残業などにより、家庭での養育が一時的に困難な場合に、17時から22時まで子どもを預かる「子どもトワイライトステイ（夜間一時保育）事業」を実施している。

このたび、利便性の向上を図るため、「練馬ぴよぴよ（ひろば室）」および「光が丘ぴよぴよ（一時預かり室）」でLogoフォームによる電子申請の受付を開始する。また、利用料の支払いについては、同フォームを利用して新たにオンライン決済（クレジットカード、PayPay）を導入する。

	現行	令和7年4月以降
利用申請	施設窓口	施設窓口 <u>または電子申請</u>
利用料支払		施設窓口 <u>またはオンライン決済</u>
申請可能日時	月～土曜日 9時半～17時 （年末年始、祝日を除く）	施設窓口：左記のとおり <u>電子申請：24時間365日</u>